【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年1月13日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川　直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型） １兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型） １兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型） １兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞ １兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞
（以上を総称して「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ」（愛称を「スマートスター」とします。）といいます。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）
なお、ファンドの名称について、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。

正式名称	略称	
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ ＜円コース＞（毎月分配型）	円コース （毎月分配型）	円コース
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	米ドルコース （毎月分配型）	米ドルコース
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	豪ドルコース （毎月分配型）	豪ドルコース
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ ＜マネープールファンドＡ＞	マネープールファンドＡ	

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜　３%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「マネープールファンドＡ」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。

「マネープールファンドＡ」の取得申込みは、「各通貨コース」からのスイッチング※による場合に限ります。
※スイッチングとは、各ファンドを解約した受取金額をもって他ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位
申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2026年 1月14日から2027年 1月12日まで
※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

「各通貨コース」
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
「マネープールファンドＡ」
取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「各通貨コース」
各ファンドは、収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、3,000億円です。

「マネープールファンドＡ」
当ファンドは、安定した収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、１兆円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表
「各通貨コース」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	ＭＲＦ	
追加型	内外	その他資産（バンクローン）	ＥＴＦ	特殊型（　　）
		資産複合		

「マネープールファンドＡ」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型		株式	ＭＭＦ	インデックス型
	国内			
		債券		
	海外	不動産投信	ＭＲＦ	
追加型		その他資産（　　）		特殊型（　　）
	内外		ＥＴＦ	
		資産複合		

属性区分表
「円コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型

一般	年２回	日本	ファンド	(フルヘッジ)		
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		( )	ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				
クレジット	( )	(中東)				その他
属性		エマージング				( )
( )						
不動産投信						
その他資産（投資信託証券（バンクローン））						
資産複合 ( )						

「米ドルコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド	( )		
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		( )	ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				
クレジット	( )	(中東)				その他
属性		エマージング				( )
( )						
不動産投信						
その他資産（投資信託証券（バンクローン））						
資産複合 ( )						

「マネープールファンドＡ」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド	( )		
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		( )	ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型

その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（債券　一般）） 資産複合 （　　）	その他 （　）	中近東（中東） エマージング				その他 （　　）

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びMMFの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。

補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

「三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ」は、3つの通貨コースとマネープールファンドAで構成される投資信託です。

「3つの通貨コース」について

ファンドの目的

米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

当ファンドシリーズは、バンクローン（貸付債権）（以下、「バンクローン」といいます。）等への投資に加えて、為替変動リスクの異なる3つの通貨コースを選択することができます。

ポイント① ： 主に米ドル建てのバンクローンに投資します。

ポイント② ： 通貨コースを選択することができます。

円コース
（毎月分配型）

米ドルコース
（毎月分配型）

豪ドルコース
（毎月分配型）

投資対象

各コースは、米ドル建てのバンクローンを実質的な主要投資対象とします。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン、公社債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資も行います。
- 投資する米ドル建てのバンクローン、公社債等は、原則として取得時においてCCC－格相当以上の格付けを取得しているものに限ります。

バンクローンとは

銀行等の金融機関が主に投資適格未満(BB格相当以下)の事業会社等に対して行う貸付債権のことです。主に投資適格未満の相対的に信用力が低い企業に対する貸付債権であるため、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して信用力が低い分、相対的に利回りが高くなっています。同一発行体について比較した場合、バンクローンは一般的に、担保が付されていて、債券等に比べて債務の弁済順位が高いのが特徴です。バンクローンの利子は主に変動金利となっていて、通常、基準となる短期の市場金利に一定の金利が上乗せされた利子が支払われ、一定期間ごとに見直しが行われます。(上記の格付けは、付加記号を省略して表示しています。)

弁済順位とは、発行体が経営破綻に陥った場合に、債権者等に対して残余財産を弁済する順位のことであり、弁済順位の高位のものから弁済されます。

上図は一般的な弁済順位のイメージであり、実際の弁済順位がこのようになるとは限りません。

信用格付けについて

格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

S&PのAAAからCCCまでの格付けには「+、−」、Moody'sのAaaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示しています。

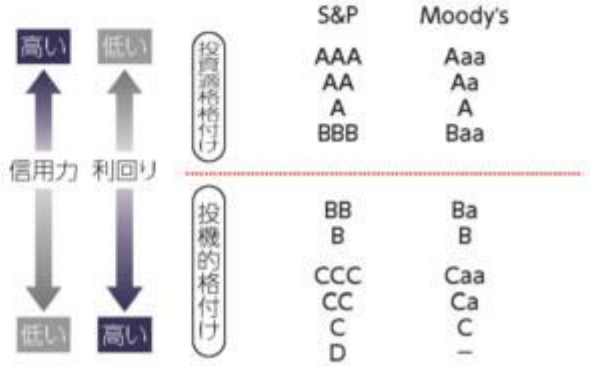

上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

運用方法
運用プロセス

各コースにおいて、投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

● 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは以下の通りです。

全社的な短期経済予測／長期経済予測

年1回開催される長期経済予測会議において、長期的に世界経済および資本市場に影響を与える課題について議論を行い、その展望について認識の共有化を図ります。また、四半期ごとに開催される短期経済予測会議において、当面の経済・投資環境についての予測を行います。

スペシャリストのアイデアに基づく戦略提案

上記経済予測を踏まえ、パンクローンチームのスペシャリストが、トップ・ダウン／ボトム・アップのアイデアに基づく運用戦略案を提案するとともに、運用戦略を反映したポートフォリオ案を作成します。

ポートフォリオ案作成

インベストメント・コミッティーでの議論

投資プロセスにおける最高意思決定機関であるインベストメント・コミッティーにおいて、スペシャリストが作成したポートフォリオ案について議論を行い、承認を与えます。

モデルポートフォリオ構築

インベストメント・コミッティーでの議論を経て、パンクローン運用の基準（モデル）となるポートフォリオを作成します。

ポートフォリオ構築

ファンドの運用方針等を反映して、ポートフォリオを構築します。

❗ 上記の運用プロセスは、ピムコ社からの情報に基づき三菱UFJアセットマネジメントが作成したものです。

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

為替対応方針

各コースが投資を行う外国投資信託においては、主に米ドル建てのバンクローンに投資を行う一方で、それぞれ以下の為替対応を行います。

円コース	原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 ⇒「為替ヘッジによるプレミアム（金利差相当分の収益）またはコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。
米ドルコース	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替差益または差損」が生じます。
豪ドルコース	対円での為替ヘッジを行わず、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行うため、豪ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）またはコスト（金利差相当分の費用）」、「為替差益または差損」が生じます。

為替取引とは、豪ドルコースにおいて、為替予約取引等を利用することにより、米ドル売り、豪ドル買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、豪ドルベースでのバンクローンへの投資効果を追求します。

米ドルコースにおいては米ドル、豪ドルコースにおいては豪ドルの対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

<為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）について>

豪ドルの短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、豪ドルコースでは「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」の獲得が期待できます。一方、豪ドルの短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、豪ドルコースでは「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

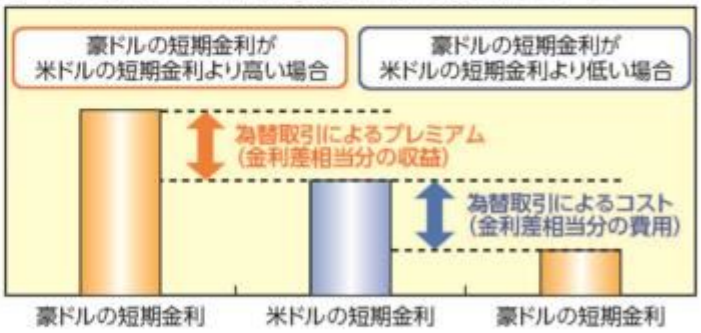

円コースにおいては、上記同様、対円での為替ヘッジによるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が生じます。

ただし、為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からかい離する場合があります。

<為替の変動>

各コースの基準価額は、各コースの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

コース名	下落 ← 基準価額 → 上昇
円コース	原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
米ドルコース	米ドル安 ← 円に対して → 米ドル高
豪ドルコース	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高

☞ 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/)でご覧いただけます。
「月報(マンスリーレポート)」をご参照ください。

■通貨選択型ファンドの収益のイメージ

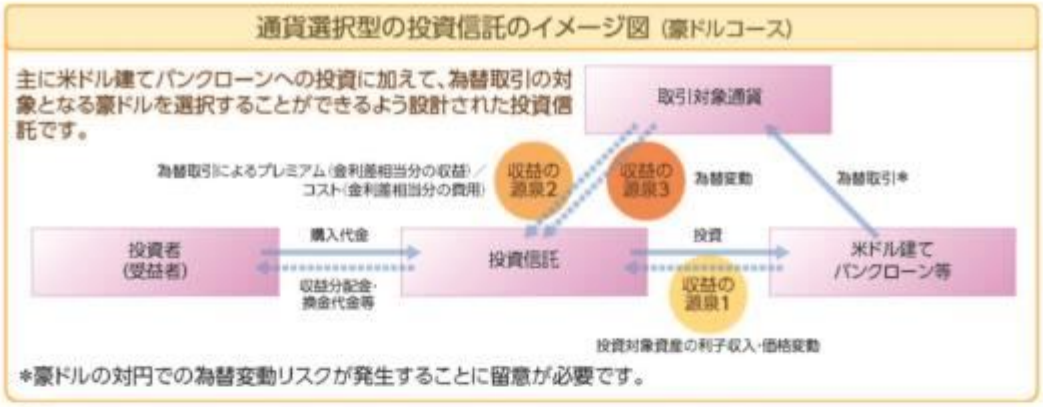

各コースの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。

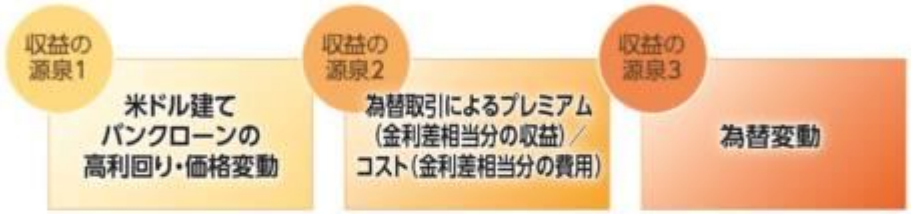

各コースにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

●円コース

収益の源泉1 ＋ 収益の源泉2※1 ＋ 収益の源泉3※2 は発生しません。

●米ドルコース

収益の源泉1 ＋ 収益の源泉2 は発生しません。 ＋ 収益の源泉3※3

●豪ドルコース

収益の源泉1 ＋ 収益の源泉2 ＋ 収益の源泉3

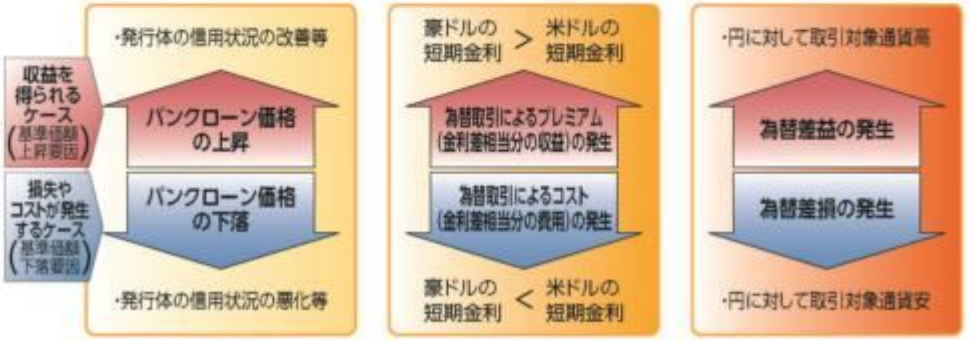

※1 円コースにおいては、対円での為替ヘッジによるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が生じます。
※2 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
※3 米ドルコースでは、米ドルが対円で上昇（円安）した場合は為替差益が、米ドルが対円で下落（円高）した場合は為替差損が発生します。

為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

■ファンドの仕組み

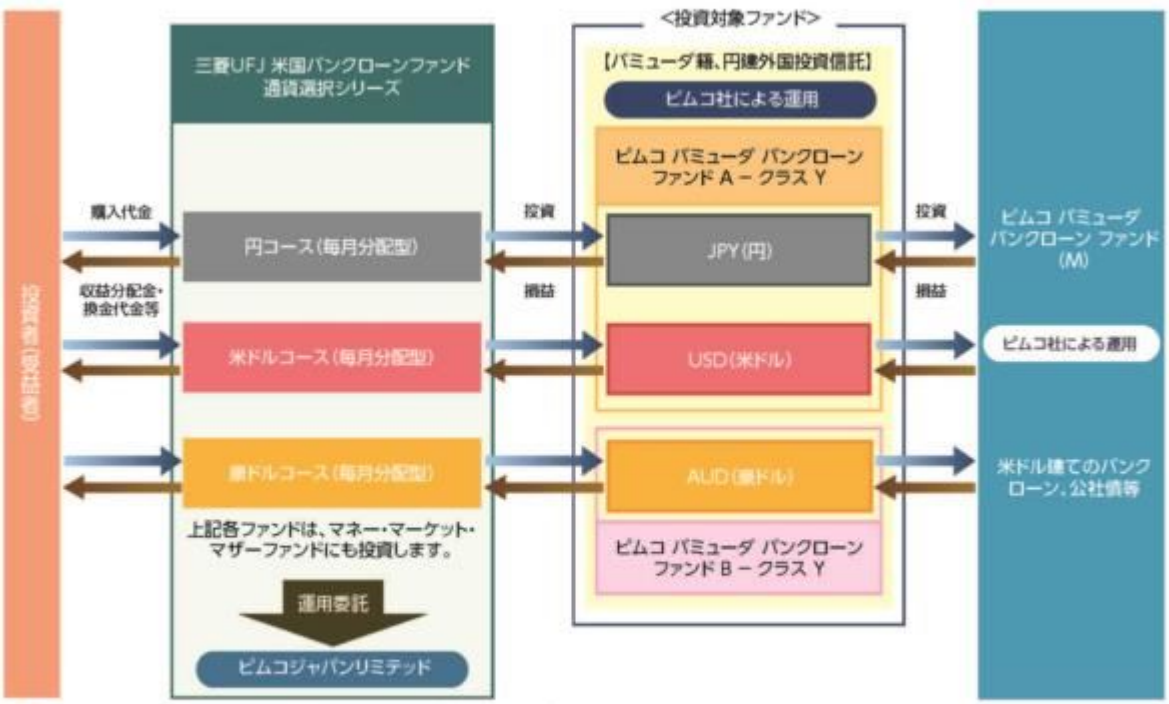

販売会社によっては、取り扱わないコースがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

三菱UFJアセットマネジメントは、各コースにおいて、投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託（米ドル建てのバンクローン等に投資）への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
- ピムコ社（PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC）は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。
  ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

毎月の決算時（11日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配を行います。

- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、継続的に分配することをめざします。
- 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

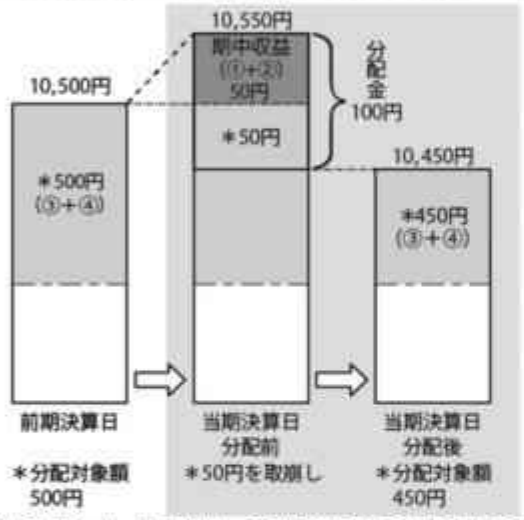

前期決算日から基準価額が下落した場合

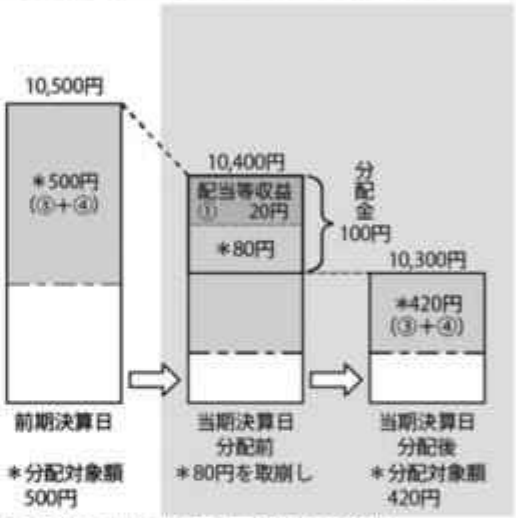

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

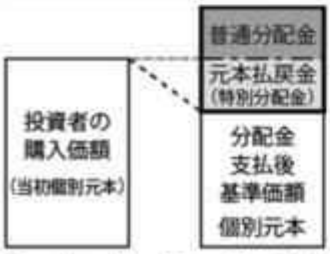

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

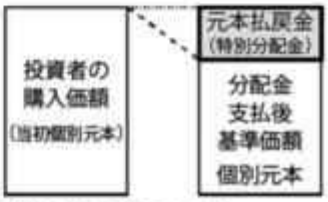

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 （5）課税上の取扱い」をご参照ください。

「マネープールファンドA」について

ファンドの目的

わが国の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子等収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

実質的にわが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

<運用プロセスのイメージ>

STEP1：分析フェーズ

↓

市場動向分析および個別企業についての定量・定性的な分析

STEP2：運用戦略策定フェーズ

↓

各種分析に基づき、平均残存日数、個別銘柄等について運用戦略を策定

STEP3：ポートフォリオ構築フェーズ

運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■ファンドの仕組み

運用は主にマネー・マーケット・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

❗ マネープールファンドAの購入は、各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

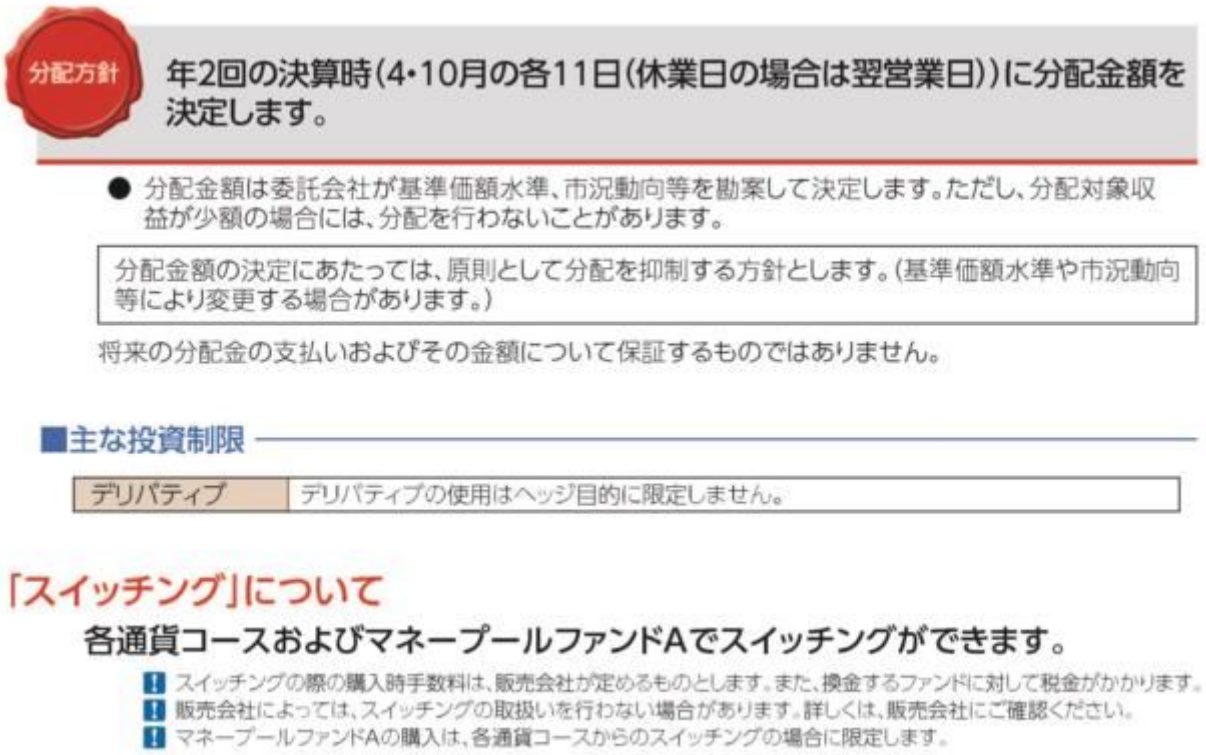

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2013年10月15日	設定日、信託契約締結、運用開始
2017年7月11日	信託期間を2018年10月11日までから2023年10月11日までに変更
2022年7月9日	「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞」の信託期間を2023年10月11日までから2028年10月11日までに変更

2023年10月11日　**「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（年２回分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（年２回分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（年２回分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（年２回分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（年２回分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（毎月分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（年２回分配型）」、「三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＢ＞」の満期償還**

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各通貨コース」

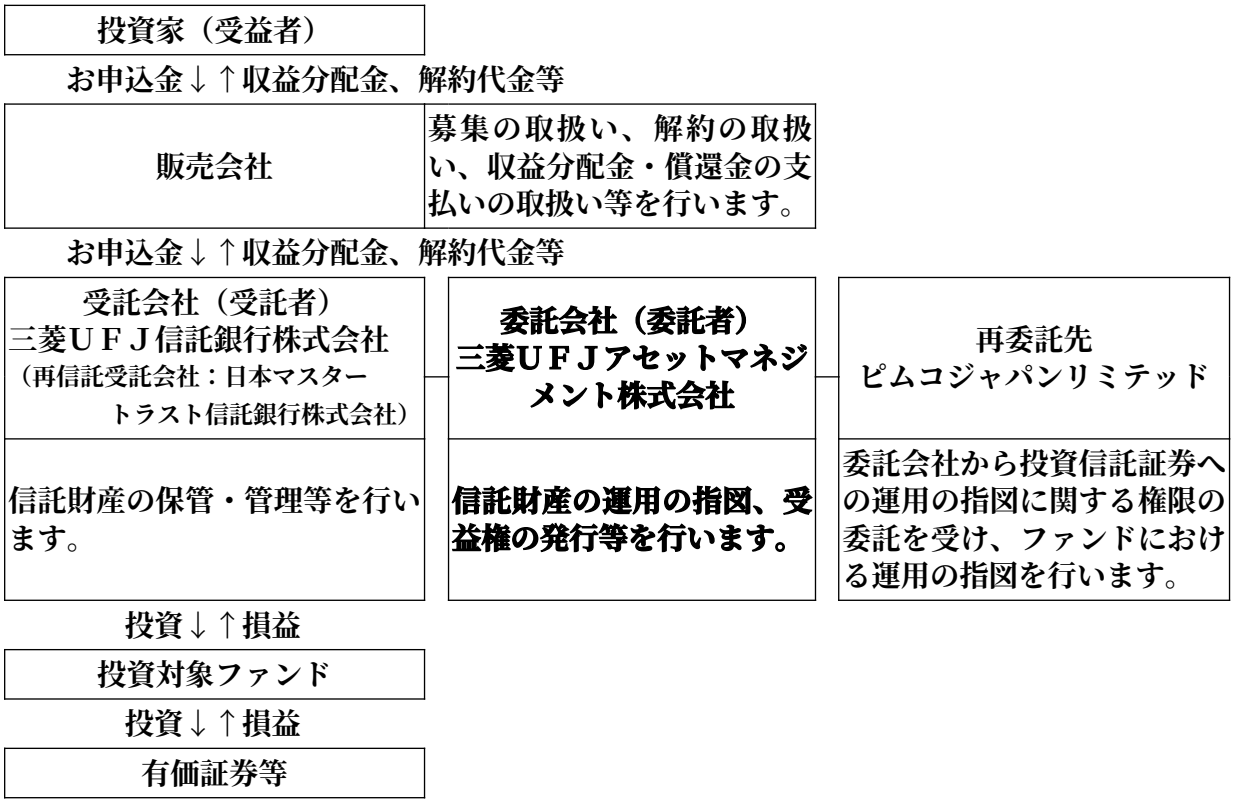

「マネープールファンドＡ」

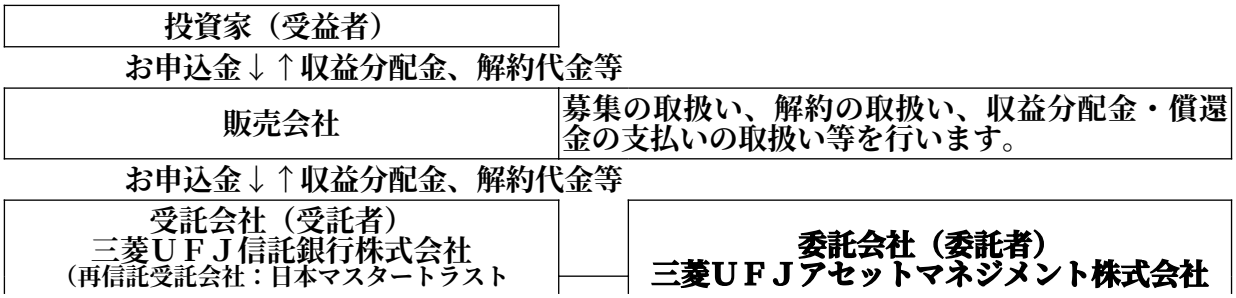

信託銀行株式会社）	
信託財産の保管・管理等を行います。	**信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。**

投資↓↑損益

マザーファンド

投資↓↑損益

有価証券等

※ただし、マネープールファンドＡへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

②委託会社と関係法人との契約の概要

「各通貨コース」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

「マネープールファンドＡ」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2025年10月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日
1985年8月1日

・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

2023年10月　　エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「円コース」

投資信託証券を主要投資対象とします。
主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ａ - クラス Ｙ （ＪＰＹ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、バンクローン運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ａ - クラス Ｙ （ＪＰＹ）」を選定しました。
余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「米ドルコース」

投資信託証券を主要投資対象とします。
主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ａ- クラス Ｙ （ＵＳＤ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、バンクローン運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ａ- クラス Ｙ （ＵＳＤ）」を選定しました。
余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「豪ドルコース」

投資信託証券を主要投資対象とします。
主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ｂ - クラス

Ｙ（ＡＵＤ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、バンクローン運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ｂ - クラス Ｙ（ＡＵＤ）」を選定しました。
余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「マネープールファンドＡ」
マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

「各通貨コース」
①投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．約束手形
ハ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形
②有価証券の指図範囲
この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。
１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
２．コマーシャル・ペーパー
３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。
③金融商品の指図範囲
この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

＜投資信託証券の概要＞

ピムコ バミューダ バンクローン ファンド A－クラス Y(JPY)／(USD) ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B－クラス Y(AUD)	
形態	バミューダ籍･円建外国投資信託
投資態度	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド(M)への投資を通じて、主として米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品等
主な投資制限	･通常、純資産総額の80%以上をバンクローンに投資します。 ･原則として取得時においてCCC－格相当以上の格付けを取得しているものに限ります。 ･ポートフォリオの平均格付けは、原則としてB－格相当以上に維持します。 ･米ドル以外の通貨への投資は原則として純資産総額の20%以内とします。この場合、米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ･米国以外の発行体および新興国の発行体が発行する銘柄への投資比率については制限がありません。 ･同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の5%以内とします(国債や政府機関債等を除きます。)。 ･各ファンドにおいて、保有外貨建て資産に対し、以下の為替対応を行います。 ピムコ バミューダ バンクローン ファンド A－クラス Y JPY(円)：原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。 USD(米ドル)：原則として、為替ヘッジを行いません。 ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B－クラス Y AUD(豪ドル)：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用･手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金･立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)
設定日	2013年10月15日
決算日	毎年10月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

原則として「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	**証券投資信託**
投資運用会社	**三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社**
投資態度	**わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。**
主な投資対象	**わが国の公社債等**

主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年３月４日
決算日	原則として毎年５月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

「マネープールファンドＡ」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ｃ．金利先渡取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるもの

をいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

「各通貨コース」

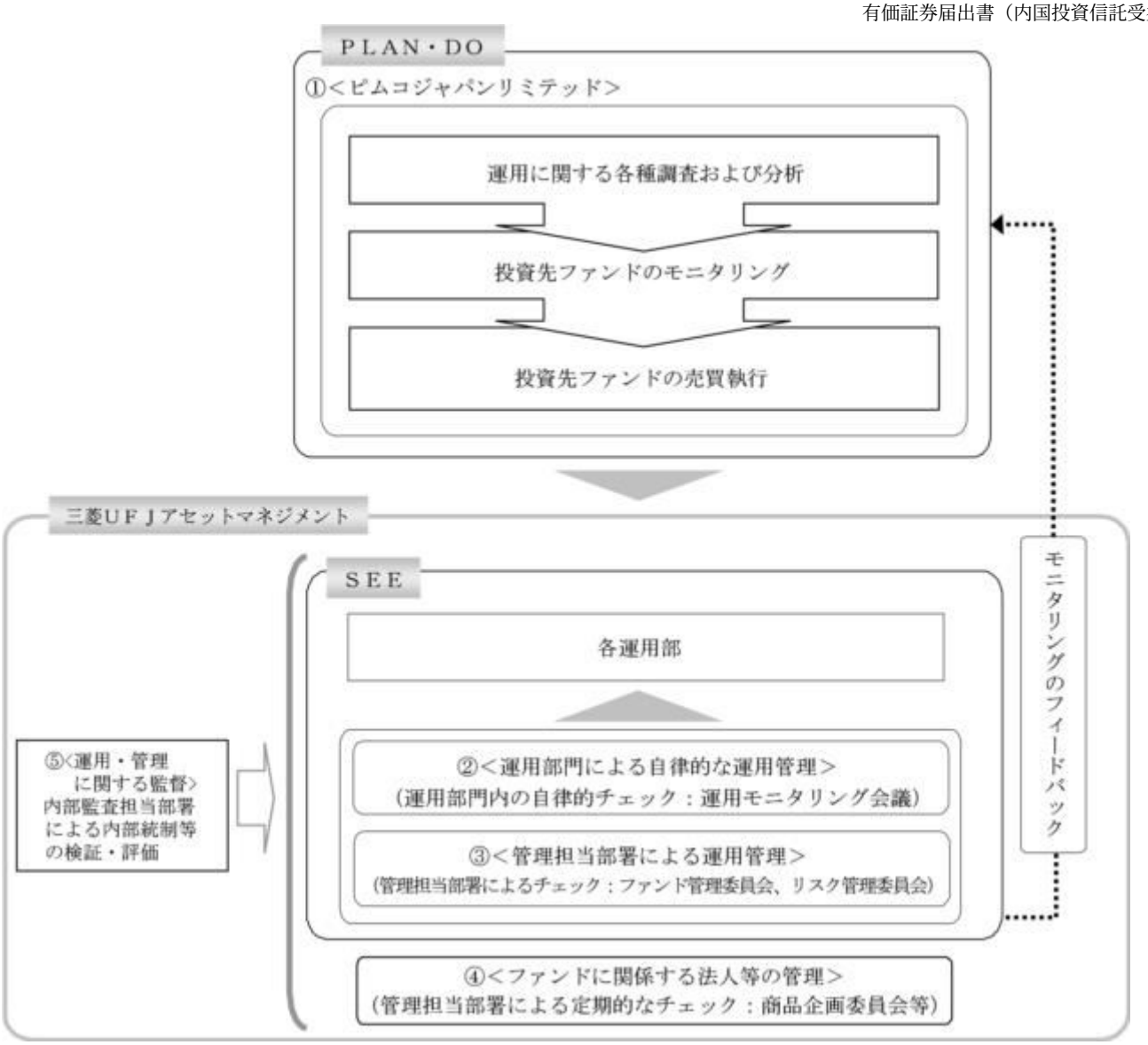

①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②運用部門による自律的な運用管理

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

③管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。
なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

「マネープールファンドＡ」

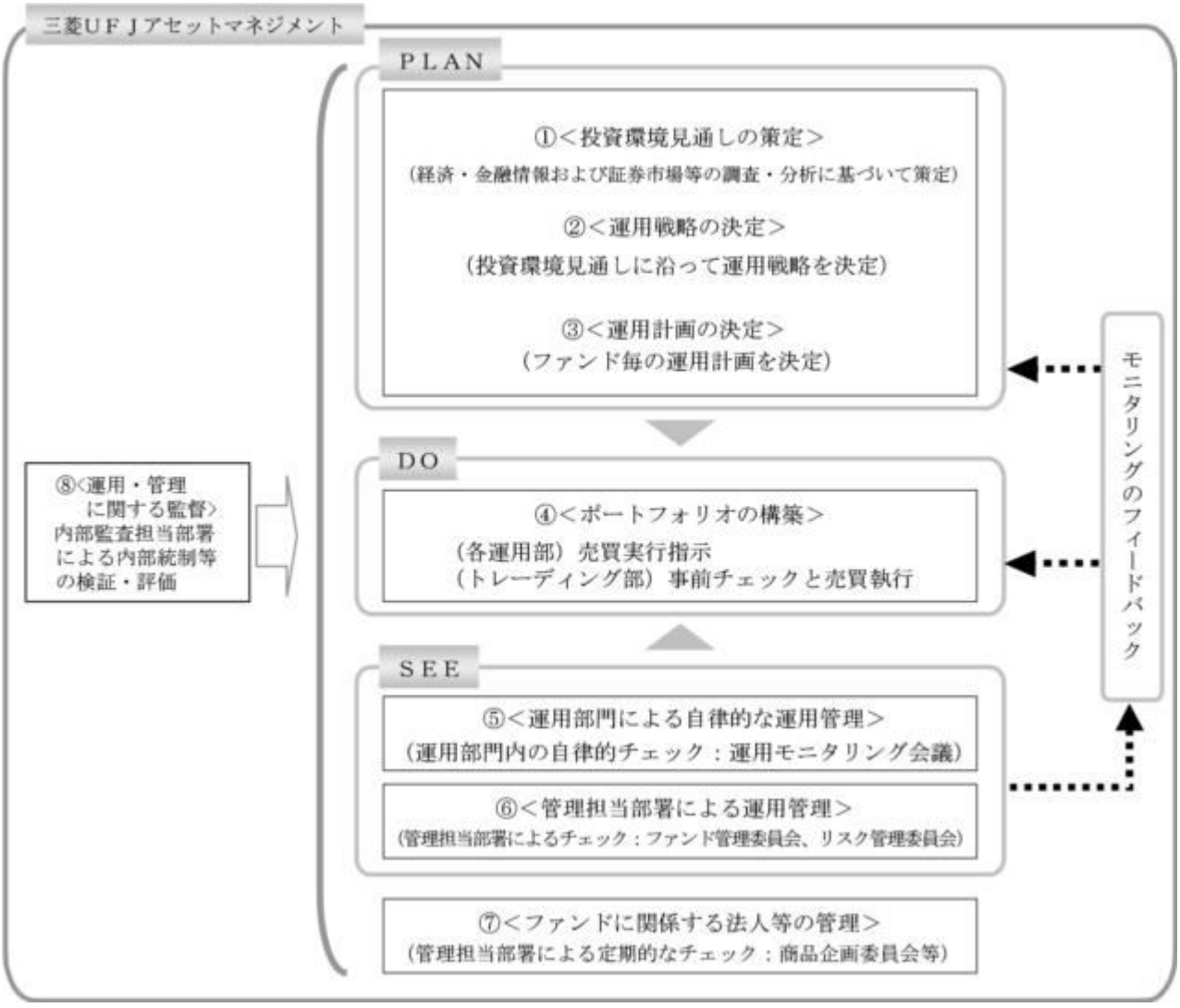

①投資環境見通しの策定
各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤運用部門による自律的な運用管理
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っている

かどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、「各通貨コース」については、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

「各通貨コース」

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借

り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「マネープールファンドＡ」

①株式

ａ．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④投資信託証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下ａ．およびｂ．において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｄ．ｃ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥同一銘柄の転換社債等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑦スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑥に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫金利先渡取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

「各通貨コース」

①価格変動リスク

一般に、公社債等の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、各ファンドはその影響を受け公社債等の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

■円コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、対円での為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
なお、対円での為替ヘッジを行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替ヘッジによるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

■米ドルコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産であり、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

■豪ドルコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行うため、豪ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が豪ドルに対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
なお、為替取引を行う場合で豪ドルの金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等（バンクローンを含みます。以下同じ。）の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。各ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、各ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債等の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、バンクローンは、公社債と比べ、一般的に取引量も少ないため、流動性リス

クも高い傾向にあります。

各ファンドは、格付けの低いバンクローンを投資対象としており、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べ、信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

※留意事項
・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・金融危機の発生等により、バンクローン等の市場流動性が極端に低下した際には、委託会社の判断により、購入・換金の申込みを中止することがあります。

「マネープールファンドＡ」
①価格変動リスク
一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
②信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
③流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご留意ください。

（２）投資リスクに対する管理体制
委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。
①コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。
②リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。
③内部監査担当部署
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

「各通貨コース」
〔再委託先の管理体制〕
リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。
また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

＜投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法＞
投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕
委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。
また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース（毎月分配型）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移
（2020年11月末～2025年10月末）

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
（2020年11月末～2025年10月末）

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース（毎月分配型）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移
（2020年11月末～2025年10月末）

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
（2020年11月末～2025年10月末）

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

豪ドルコース(毎月分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

マネープールファンドA

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

「マネープールファンドA」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。

「マネープールファンドA」の取得申込みは、「各通貨コース」からのスイッチング*による場合に限ります。
＊スイッチングとは、各ファンドを解約した受取金額をもって他ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。
※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

「各通貨コース」
・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.815%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	1.02%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年３、６、９、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから３ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.737%（税抜 年0.67%）以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

「マネープールファンドＡ」
・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.605%（税抜0.55%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬は、当該各月の最終５営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

当該平均値	信託報酬率（税込 年率）	配分（税抜 年率）			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
１%以上	0.605%	0.55%	0.25%	0.25%	0.05%
0.6%以上１%未満	0.33%	0.3%	0.135%	0.135%	0.03%
0.3%以上0.6%未満	0.165%	0.15%	0.065%	0.065%	0.02%
0.15%以上0.3%未満	0.055%	0.05%	0.02%	0.02%	0.01%
0.05%以上0.15%未満	0.033%	0.03%	0.01%	0.01%	0.01%
0.05%未満	0.011%	0.01%	0.004%	0.003%	0.003%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容

委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを除きます。）には監査費用等の諸費用が別途かかります。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税

0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2025年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

【各通貨コース】

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年4月12日～2025年10月14日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
円コース(毎月分配型)	1.82%	1.81%	0.01%
米ドルコース(毎月分配型)	1.83%	1.82%	0.01%
豪ドルコース(毎月分配型)	1.81%	1.81%	0.00%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。
※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

【マネープールファンド】

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年4月12日～2025年10月14日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
マネープールファンドA	0.16%	0.16%	0.00%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2025年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	1,138,662,261	98.02
親投資信託受益証券	日本	10,048	0.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	22,953,775	1.98
純資産総額		1,161,626,084	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ａ - クラス Ｙ （ＪＰＹ）	168,366.4441	6,725	1,132,264,336	6,763	1,138,662,261	98.02
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0230	10,046	1.0232	10,048	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.02
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第25計算期間末日　(2015年11月11日)	11,840,352,793	11,898,914,850	9,098	9,143
第26計算期間末日　(2015年12月11日)	11,598,820,606	11,656,984,652	8,974	9,019
第27計算期間末日　(2016年 1月12日)	11,060,374,792	11,116,475,343	8,872	8,917
第28計算期間末日　(2016年 2月12日)	10,507,113,472	10,561,355,146	8,717	8,762
第29計算期間末日　(2016年 3月11日)	10,273,204,327	10,325,581,778	8,826	8,871
第30計算期間末日　(2016年 4月11日)	9,967,572,351	10,018,168,291	8,865	8,910
第31計算期間末日　(2016年 5月11日)	9,644,067,813	9,692,947,429	8,879	8,924
第32計算期間末日　(2016年 6月13日)	9,497,135,690	9,545,231,885	8,886	8,931
第33計算期間末日　(2016年 7月11日)	9,040,951,592	9,087,045,063	8,826	8,871
第34計算期間末日　(2016年 8月12日)	8,597,450,697	8,641,166,438	8,850	8,895
第35計算期間末日　(2016年 9月12日)	8,257,356,222	8,290,023,021	8,847	8,882
第36計算期間末日　(2016年10月11日)	7,828,801,187	7,859,817,783	8,834	8,869
第37計算期間末日　(2016年11月11日)	7,622,465,306	7,652,841,003	8,783	8,818
第38計算期間末日　(2016年12月12日)	7,607,351,228	7,637,597,262	8,803	8,838
第39計算期間末日　(2017年 1月11日)	7,980,846,831	8,012,586,380	8,801	8,836
第40計算期間末日　(2017年 2月13日)	8,047,828,927	8,080,000,183	8,755	8,790
第41計算期間末日　(2017年 3月13日)	7,947,298,214	7,979,101,796	8,746	8,781

第42計算期間末日	(2017年 4月11日)	8,319,864,918	8,353,295,133	8,711	8,746
第43計算期間末日	(2017年 5月11日)	8,538,104,198	8,572,517,767	8,684	8,719
第44計算期間末日	(2017年 6月12日)	8,682,587,428	8,717,707,646	8,653	8,688
第45計算期間末日	(2017年 7月11日)	8,439,448,713	8,473,780,693	8,604	8,639
第46計算期間末日	(2017年 8月14日)	8,506,278,661	8,540,989,520	8,577	8,612
第47計算期間末日	(2017年 9月11日)	8,532,249,333	8,567,240,887	8,534	8,569
第48計算期間末日	(2017年10月11日)	8,479,167,213	8,514,033,647	8,512	8,547
第49計算期間末日	(2017年11月13日)	8,467,216,226	8,502,226,008	8,465	8,500
第50計算期間末日	(2017年12月11日)	8,206,944,308	8,240,969,666	8,442	8,477
第51計算期間末日	(2018年 1月11日)	8,141,476,752	8,175,358,582	8,410	8,445
第52計算期間末日	(2018年 2月13日)	7,669,404,599	7,701,484,694	8,367	8,402
第53計算期間末日	(2018年 3月12日)	7,258,658,387	7,289,130,326	8,337	8,372
第54計算期間末日	(2018年 4月11日)	6,900,422,570	6,929,521,045	8,300	8,335
第55計算期間末日	(2018年 5月11日)	6,631,473,225	6,659,557,076	8,265	8,300
第56計算期間末日	(2018年 6月11日)	5,961,145,367	5,986,542,733	8,215	8,250
第57計算期間末日	(2018年 7月11日)	5,552,513,049	5,576,314,256	8,165	8,200
第58計算期間末日	(2018年 8月13日)	5,430,103,808	5,453,433,196	8,147	8,182
第59計算期間末日	(2018年 9月11日)	5,230,119,619	5,246,204,875	8,129	8,154
第60計算期間末日	(2018年10月11日)	5,031,281,772	5,046,778,954	8,116	8,141
第61計算期間末日	(2018年11月12日)	4,881,818,142	4,896,949,168	8,066	8,091
第62計算期間末日	(2018年12月11日)	4,619,288,479	4,633,919,368	7,893	7,918
第63計算期間末日	(2019年 1月11日)	4,592,879,335	4,607,412,365	7,901	7,926
第64計算期間末日	(2019年 2月12日)	4,471,146,639	4,485,322,380	7,885	7,910
第65計算期間末日	(2019年 3月11日)	4,432,252,574	4,446,246,751	7,918	7,943
第66計算期間末日	(2019年 4月11日)	4,422,432,853	4,436,380,637	7,927	7,952
第67計算期間末日	(2019年 5月13日)	4,394,942,539	4,408,825,816	7,914	7,939
第68計算期間末日	(2019年 6月11日)	4,411,179,007	4,425,196,867	7,867	7,892
第69計算期間末日	(2019年 7月11日)	4,297,131,209	4,310,815,747	7,850	7,875
第70計算期間末日	(2019年 8月13日)	4,220,755,211	4,234,239,287	7,825	7,850
第71計算期間末日	(2019年 9月11日)	4,116,784,075	4,129,951,586	7,816	7,841
第72計算期間末日	(2019年10月11日)	4,002,053,458	4,014,953,735	7,756	7,781
第73計算期間末日	(2019年11月11日)	3,982,435,646	3,995,297,891	7,741	7,766
第74計算期間末日	(2019年12月11日)	3,969,112,137	3,981,870,750	7,777	7,802
第75計算期間末日	(2020年 1月14日)	3,933,833,943	3,946,449,401	7,796	7,821
第76計算期間末日	(2020年 2月12日)	3,742,318,178	3,754,404,814	7,741	7,766
第77計算期間末日	(2020年 3月11日)	3,549,576,517	3,561,487,052	7,450	7,475
第78計算期間末日	(2020年 4月13日)	3,364,056,758	3,375,846,702	7,133	7,158
第79計算期間末日	(2020年 5月11日)	3,358,623,139	3,365,690,537	7,128	7,143
第80計算期間末日	(2020年 6月11日)	3,477,023,337	3,484,085,826	7,385	7,400
第81計算期間末日	(2020年 7月13日)	3,390,725,994	3,397,741,999	7,249	7,264
第82計算期間末日	(2020年 8月11日)	3,405,631,601	3,412,574,655	7,358	7,373
第83計算期間末日	(2020年 9月11日)	3,324,624,245	3,331,354,673	7,410	7,425

第84計算期間末日	(2020年10月12日)	3,142,462,721	3,148,855,681	7,373	7,388
第85計算期間末日	(2020年11月11日)	3,091,379,297	3,097,619,566	7,431	7,446
第86計算期間末日	(2020年12月11日)	2,886,419,331	2,892,221,452	7,462	7,477
第87計算期間末日	(2021年 1月12日)	2,896,159,759	2,901,940,464	7,515	7,530
第88計算期間末日	(2021年 2月12日)	2,869,935,933	2,875,673,833	7,503	7,518
第89計算期間末日	(2021年 3月11日)	2,858,420,120	2,864,154,926	7,477	7,492
第90計算期間末日	(2021年 4月12日)	2,840,721,300	2,846,430,221	7,464	7,479
第91計算期間末日	(2021年 5月11日)	2,809,738,576	2,815,393,954	7,452	7,467
第92計算期間末日	(2021年 6月11日)	2,788,228,093	2,793,822,700	7,476	7,491
第93計算期間末日	(2021年 7月12日)	2,734,253,006	2,739,755,856	7,453	7,468
第94計算期間末日	(2021年 8月11日)	2,705,696,703	2,711,166,525	7,420	7,435
第95計算期間末日	(2021年 9月13日)	2,629,750,586	2,635,037,550	7,461	7,476
第96計算期間末日	(2021年10月11日)	2,601,302,687	2,606,535,225	7,457	7,472
第97計算期間末日	(2021年11月11日)	2,511,579,110	2,516,635,239	7,451	7,466
第98計算期間末日	(2021年12月13日)	2,381,839,910	2,386,657,536	7,416	7,431
第99計算期間末日	(2022年 1月11日)	2,374,107,890	2,378,903,895	7,425	7,440
第100計算期間末日	(2022年 2月14日)	2,360,828,003	2,365,622,984	7,385	7,400
第101計算期間末日	(2022年 3月11日)	2,302,698,870	2,307,459,627	7,255	7,270
第102計算期間末日	(2022年 4月11日)	2,298,706,908	2,303,405,765	7,338	7,353
第103計算期間末日	(2022年 5月11日)	2,244,184,386	2,248,881,715	7,166	7,181
第104計算期間末日	(2022年 6月13日)	2,224,086,900	2,228,781,982	7,106	7,121
第105計算期間末日	(2022年 7月11日)	2,121,213,658	2,125,842,341	6,874	6,889
第106計算期間末日	(2022年 8月12日)	2,139,438,561	2,143,940,911	7,128	7,143
第107計算期間末日	(2022年 9月12日)	2,104,744,885	2,109,229,680	7,040	7,055
第108計算期間末日	(2022年10月11日)	2,045,684,455	2,050,122,560	6,914	6,929
第109計算期間末日	(2022年11月11日)	2,039,352,068	2,043,774,959	6,916	6,931
第110計算期間末日	(2022年12月12日)	2,020,205,835	2,024,592,273	6,908	6,923
第111計算期間末日	(2023年 1月11日)	2,027,447,988	2,031,815,627	6,963	6,978
第112計算期間末日	(2023年 2月13日)	2,044,665,325	2,049,029,979	7,027	7,042
第113計算期間末日	(2023年 3月13日)	1,980,174,817	1,984,452,296	6,944	6,959
第114計算期間末日	(2023年 4月11日)	1,923,668,209	1,927,843,667	6,911	6,926
第115計算期間末日	(2023年 5月11日)	1,893,158,441	1,897,285,295	6,881	6,896
第116計算期間末日	(2023年 6月12日)	1,886,553,852	1,890,664,478	6,884	6,899
第117計算期間末日	(2023年 7月11日)	1,875,237,754	1,879,277,128	6,964	6,979
第118計算期間末日	(2023年 8月14日)	1,876,803,172	1,880,837,479	6,978	6,993
第119計算期間末日	(2023年 9月11日)	1,846,246,017	1,850,196,504	7,010	7,025
第120計算期間末日	(2023年10月11日)	1,725,328,757	1,729,050,425	6,954	6,969
第121計算期間末日	(2023年11月13日)	1,713,097,557	1,716,801,908	6,937	6,952
第122計算期間末日	(2023年12月11日)	1,710,214,009	1,713,901,738	6,956	6,971
第123計算期間末日	(2024年 1月11日)	1,694,098,807	1,697,726,049	7,006	7,021
第124計算期間末日	(2024年 2月13日)	1,668,186,181	1,671,771,484	6,979	6,994
第125計算期間末日	(2024年 3月11日)	1,659,354,596	1,662,910,377	7,000	7,015

第126計算期間末日	(2024年 4月11日)	1,657,633,538	1,661,185,253	7,001	7,016
第127計算期間末日	(2024年 5月13日)	1,633,705,262	1,637,199,937	7,012	7,027
第128計算期間末日	(2024年 6月11日)	1,638,102,062	1,641,615,667	6,993	7,008
第129計算期間末日	(2024年 7月11日)	1,583,607,059	1,587,018,171	6,964	6,979
第130計算期間末日	(2024年 8月13日)	1,557,851,746	1,561,227,031	6,923	6,938
第131計算期間末日	(2024年 9月11日)	1,558,364,324	1,561,733,629	6,938	6,953
第132計算期間末日	(2024年10月11日)	1,555,324,238	1,558,684,538	6,943	6,958
第133計算期間末日	(2024年11月11日)	1,552,125,735	1,554,356,942	6,956	6,966
第134計算期間末日	(2024年12月11日)	1,334,409,509	1,336,323,727	6,971	6,981
第135計算期間末日	(2025年 1月14日)	1,331,778,736	1,333,692,423	6,959	6,969
第136計算期間末日	(2025年 2月12日)	1,265,723,807	1,267,548,868	6,935	6,945
第137計算期間末日	(2025年 3月11日)	1,255,740,718	1,257,565,400	6,882	6,892
第138計算期間末日	(2025年 4月11日)	1,191,438,521	1,193,211,612	6,720	6,730
第139計算期間末日	(2025年 5月12日)	1,212,102,642	1,213,876,739	6,832	6,842
第140計算期間末日	(2025年 6月11日)	1,212,136,583	1,213,903,035	6,862	6,872
第141計算期間末日	(2025年 7月11日)	1,206,558,638	1,208,310,142	6,889	6,899
第142計算期間末日	(2025年 8月12日)	1,200,896,225	1,202,643,804	6,872	6,882
第143計算期間末日	(2025年 9月11日)	1,168,396,883	1,170,097,227	6,872	6,882
第144計算期間末日	(2025年10月14日)	1,161,250,281	1,162,950,425	6,830	6,840
	2024年10月末日	1,559,564,679	—	6,961	—
	11月末日	1,333,216,717	—	6,967	—
	12月末日	1,331,974,770	—	6,960	—
	2025年 1月末日	1,278,705,273	—	6,960	—
	2月末日	1,263,540,678	—	6,925	—
	3月末日	1,216,116,493	—	6,849	—
	4月末日	1,208,289,472	—	6,811	—
	5月末日	1,215,609,640	—	6,866	—
	6月末日	1,207,405,478	—	6,876	—
	7月末日	1,207,136,547	—	6,889	—
	8月末日	1,168,728,034	—	6,869	—
	9月末日	1,170,211,837	—	6,883	—
	10月末日	1,161,626,084	—	6,863	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第25計算期間	45円
第26計算期間	45円
第27計算期間	45円
第28計算期間	45円
第29計算期間	45円
第30計算期間	45円
第31計算期間	45円

第32計算期間	45円
第33計算期間	45円
第34計算期間	45円
第35計算期間	35円
第36計算期間	35円
第37計算期間	35円
第38計算期間	35円
第39計算期間	35円
第40計算期間	35円
第41計算期間	35円
第42計算期間	35円
第43計算期間	35円
第44計算期間	35円
第45計算期間	35円
第46計算期間	35円
第47計算期間	35円
第48計算期間	35円
第49計算期間	35円
第50計算期間	35円
第51計算期間	35円
第52計算期間	35円
第53計算期間	35円
第54計算期間	35円
第55計算期間	35円
第56計算期間	35円
第57計算期間	35円
第58計算期間	35円
第59計算期間	25円
第60計算期間	25円
第61計算期間	25円
第62計算期間	25円
第63計算期間	25円
第64計算期間	25円
第65計算期間	25円
第66計算期間	25円
第67計算期間	25円
第68計算期間	25円
第69計算期間	25円
第70計算期間	25円
第71計算期間	25円
第72計算期間	25円
第73計算期間	25円

第74計算期間	25円
第75計算期間	25円
第76計算期間	25円
第77計算期間	25円
第78計算期間	25円
第79計算期間	15円
第80計算期間	15円
第81計算期間	15円
第82計算期間	15円
第83計算期間	15円
第84計算期間	15円
第85計算期間	15円
第86計算期間	15円
第87計算期間	15円
第88計算期間	15円
第89計算期間	15円
第90計算期間	15円
第91計算期間	15円
第92計算期間	15円
第93計算期間	15円
第94計算期間	15円
第95計算期間	15円
第96計算期間	15円
第97計算期間	15円
第98計算期間	15円
第99計算期間	15円
第100計算期間	15円
第101計算期間	15円
第102計算期間	15円
第103計算期間	15円
第104計算期間	15円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円
第109計算期間	15円
第110計算期間	15円
第111計算期間	15円
第112計算期間	15円
第113計算期間	15円
第114計算期間	15円
第115計算期間	15円

第116計算期間	15円
第117計算期間	15円
第118計算期間	15円
第119計算期間	15円
第120計算期間	15円
第121計算期間	15円
第122計算期間	15円
第123計算期間	15円
第124計算期間	15円
第125計算期間	15円
第126計算期間	15円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円
第132計算期間	15円
第133計算期間	10円
第134計算期間	10円
第135計算期間	10円
第136計算期間	10円
第137計算期間	10円
第138計算期間	10円
第139計算期間	10円
第140計算期間	10円
第141計算期間	10円
第142計算期間	10円
第143計算期間	10円
第144計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第25計算期間	△0.26
第26計算期間	△0.86
第27計算期間	△0.63
第28計算期間	△1.23
第29計算期間	1.76
第30計算期間	0.95
第31計算期間	0.66
第32計算期間	0.58
第33計算期間	△0.16
第34計算期間	0.78

第35計算期間	0.36
第36計算期間	0.24
第37計算期間	△0.18
第38計算期間	0.62
第39計算期間	0.37
第40計算期間	△0.12
第41計算期間	0.29
第42計算期間	0.00
第43計算期間	0.09
第44計算期間	0.04
第45計算期間	△0.16
第46計算期間	0.09
第47計算期間	△0.09
第48計算期間	0.15
第49計算期間	△0.14
第50計算期間	0.14
第51計算期間	0.03
第52計算期間	△0.09
第53計算期間	0.05
第54計算期間	△0.02
第55計算期間	0.00
第56計算期間	△0.18
第57計算期間	△0.18
第58計算期間	0.20
第59計算期間	0.08
第60計算期間	0.14
第61計算期間	△0.30
第62計算期間	△1.83
第63計算期間	0.41
第64計算期間	0.11
第65計算期間	0.73
第66計算期間	0.42
第67計算期間	0.15
第68計算期間	△0.27
第69計算期間	0.10
第70計算期間	0.00
第71計算期間	0.20
第72計算期間	△0.44
第73計算期間	0.12
第74計算期間	0.78
第75計算期間	0.56
第76計算期間	△0.38

第77計算期間	△3.43
第78計算期間	△3.91
第79計算期間	0.14
第80計算期間	3.81
第81計算期間	△1.63
第82計算期間	1.71
第83計算期間	0.91
第84計算期間	△0.29
第85計算期間	0.99
第86計算期間	0.61
第87計算期間	0.91
第88計算期間	0.03
第89計算期間	△0.14
第90計算期間	0.02
第91計算期間	0.04
第92計算期間	0.52
第93計算期間	△0.10
第94計算期間	△0.24
第95計算期間	0.75
第96計算期間	0.14
第97計算期間	0.12
第98計算期間	△0.26
第99計算期間	0.32
第100計算期間	△0.33
第101計算期間	△1.55
第102計算期間	1.35
第103計算期間	△2.13
第104計算期間	△0.62
第105計算期間	△3.05
第106計算期間	3.91
第107計算期間	△1.02
第108計算期間	△1.57
第109計算期間	0.24
第110計算期間	0.10
第111計算期間	1.01
第112計算期間	1.13
第113計算期間	△0.96
第114計算期間	△0.25
第115計算期間	△0.21
第116計算期間	0.26
第117計算期間	1.38
第118計算期間	0.41

第119計算期間	0.67
第120計算期間	△0.58
第121計算期間	△0.02
第122計算期間	0.49
第123計算期間	0.93
第124計算期間	△0.17
第125計算期間	0.51
第126計算期間	0.22
第127計算期間	0.37
第128計算期間	△0.05
第129計算期間	△0.20
第130計算期間	△0.37
第131計算期間	0.43
第132計算期間	0.28
第133計算期間	0.33
第134計算期間	0.35
第135計算期間	△0.02
第136計算期間	△0.20
第137計算期間	△0.62
第138計算期間	△2.20
第139計算期間	1.81
第140計算期間	0.58
第141計算期間	0.53
第142計算期間	△0.10
第143計算期間	0.14
第144計算期間	△0.46

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第25計算期間	56,931,563	527,642,243	13,013,790,659
第26計算期間	253,952,509	342,399,493	12,925,343,675
第27計算期間	42,699,529	501,253,937	12,466,789,267
第28計算期間	14,992,848	428,076,733	12,053,705,382
第29計算期間	8,018,242	422,289,922	11,639,433,702
第30計算期間	43,880,799	439,772,274	11,243,542,227
第31計算期間	24,850,496	406,255,710	10,862,137,013
第32計算期間	26,227,629	200,321,195	10,688,043,447
第33計算期間	13,732,044	458,781,805	10,242,993,686
第34計算期間	11,893,647	540,278,001	9,714,609,332
第35計算期間	49,872,944	431,110,912	9,333,371,364
第36計算期間	71,092,385	542,578,906	8,861,884,843

第37計算期間	51,088,649	234,202,687	8,678,770,805
第38計算期間	253,519,846	290,566,544	8,641,724,107
第39計算期間	515,684,776	88,966,189	9,068,442,694
第40計算期間	385,505,556	262,160,795	9,191,787,455
第41計算期間	261,489,985	366,539,656	9,086,737,784
第42計算期間	602,959,700	138,207,230	9,551,490,254
第43計算期間	389,242,177	108,284,068	9,832,448,363
第44計算期間	378,982,873	177,083,091	10,034,348,145
第45計算期間	361,754,121	586,964,890	9,809,137,376
第46計算期間	378,048,572	269,797,393	9,917,388,555
第47計算期間	348,228,135	268,029,655	9,997,587,035
第48計算期間	240,691,392	276,439,878	9,961,838,549
第49計算期間	207,269,606	166,313,101	10,002,795,054
第50計算期間	153,268,876	434,532,807	9,721,531,123
第51計算期間	112,831,706	153,839,829	9,680,523,000
第52計算期間	33,309,115	548,090,623	9,165,741,492
第53計算期間	22,625,302	482,098,324	8,706,268,470
第54計算期間	5,995,119	398,413,321	8,313,850,268
第55計算期間	23,458,914	313,351,539	8,023,957,643
第56計算期間	40,935,729	808,503,045	7,256,390,327
第57計算期間	11,214,229	467,259,681	6,800,344,875
第58計算期間	7,093,546	141,898,909	6,665,539,512
第59計算期間	4,812,680	236,249,396	6,434,102,796
第60計算期間	3,411,652	238,641,363	6,198,873,085
第61計算期間	3,396,067	149,858,675	6,052,410,477
第62計算期間	3,383,980	203,438,637	5,852,355,820
第63計算期間	8,547,924	47,691,447	5,813,212,297
第64計算期間	3,303,884	146,219,736	5,670,296,445
第65計算期間	3,280,449	75,906,070	5,597,670,824
第66計算期間	3,198,203	21,755,421	5,579,113,606
第67計算期間	3,181,906	28,984,689	5,553,310,823
第68計算期間	101,384,388	47,550,870	5,607,144,341
第69計算期間	10,127,465	143,456,346	5,473,815,460
第70計算期間	3,160,032	83,345,077	5,393,630,415
第71計算期間	3,208,355	129,834,221	5,267,004,549
第72計算期間	3,109,093	110,002,761	5,160,110,881
第73計算期間	11,704,707	26,917,394	5,144,898,194
第74計算期間	2,975,941	44,428,824	5,103,445,311
第75計算期間	2,698,789	59,960,635	5,046,183,465
第76計算期間	2,567,983	214,096,892	4,834,654,556
第77計算期間	2,992,080	73,432,551	4,764,214,085
第78計算期間	3,062,568	51,298,668	4,715,977,985

第79計算期間	3,080,514	7,459,725	4,711,598,774
第80計算期間	1,856,008	5,128,132	4,708,326,650
第81計算期間	1,797,100	32,786,779	4,677,336,971
第82計算期間	1,803,264	50,437,332	4,628,702,903
第83計算期間	1,787,138	143,537,456	4,486,952,585
第84計算期間	10,425,247	235,404,346	4,261,973,486
第85計算期間	2,665,003	104,458,944	4,160,179,545
第86計算期間	2,217,806	294,316,418	3,868,080,933
第87計算期間	1,994,709	16,271,985	3,853,803,657
第88計算期間	1,986,394	30,522,880	3,825,267,171
第89計算期間	2,042,840	4,105,778	3,823,204,233
第90計算期間	4,935,654	22,192,013	3,805,947,874
第91計算期間	2,017,961	37,713,630	3,770,252,205
第92計算期間	2,008,029	42,522,088	3,729,738,146
第93計算期間	2,180,570	63,351,554	3,668,567,162
第94計算期間	1,963,858	23,982,543	3,646,548,477
第95計算期間	1,973,827	123,879,474	3,524,642,830
第96計算期間	1,589,003	37,873,030	3,488,358,803
第97計算期間	1,623,735	119,229,529	3,370,753,009
第98計算期間	1,617,576	160,619,316	3,211,751,269
第99計算期間	1,880,316	16,294,873	3,197,336,712
第100計算期間	1,792,642	2,475,024	3,196,654,330
第101計算期間	1,899,353	24,715,044	3,173,838,639
第102計算期間	1,945,111	43,212,079	3,132,571,671
第103計算期間	1,927,984	2,946,862	3,131,552,793
第104計算期間	1,975,295	3,473,215	3,130,054,873
第105計算期間	1,985,620	46,251,201	3,085,789,292
第106計算期間	2,116,070	86,338,128	3,001,567,234
第107計算期間	1,825,424	13,528,723	2,989,863,935
第108計算期間	1,855,979	32,982,990	2,958,736,924
第109計算期間	2,016,369	12,158,882	2,948,594,411
第110計算期間	1,934,461	26,236,698	2,924,292,174
第111計算期間	2,457,290	14,989,666	2,911,759,798
第112計算期間	2,016,979	4,007,018	2,909,769,759
第113計算期間	2,208,856	60,325,523	2,851,653,092
第114計算期間	1,886,914	69,901,175	2,783,638,831
第115計算期間	1,802,971	34,205,428	2,751,236,374
第116計算期間	1,812,575	12,631,504	2,740,417,445
第117計算期間	1,830,997	49,332,050	2,692,916,392
第118計算期間	20,965,263	24,343,270	2,689,538,385
第119計算期間	2,044,191	57,924,114	2,633,658,462
第120計算期間	1,682,406	154,228,762	2,481,112,106

第121計算期間	17,168,103	28,712,219	2,469,567,990
第122計算期間	1,863,927	12,945,752	2,458,486,165
第123計算期間	6,903,619	47,228,390	2,418,161,394
第124計算期間	1,435,735	29,394,771	2,390,202,358
第125計算期間	1,302,458	20,983,485	2,370,521,331
第126計算期間	13,517,075	16,228,078	2,367,810,328
第127計算期間	22,921,885	60,948,490	2,329,783,723
第128計算期間	37,896,487	25,276,616	2,342,403,594
第129計算期間	25,238,049	93,566,756	2,274,074,887
第130計算期間	1,555,863	25,440,137	2,250,190,613
第131計算期間	1,889,349	5,876,601	2,246,203,361
第132計算期間	1,477,534	7,480,398	2,240,200,497
第133計算期間	1,318,892	10,311,494	2,231,207,895
第134計算期間	1,533,269	318,522,560	1,914,218,604
第135計算期間	11,779,543	12,310,532	1,913,687,615
第136計算期間	7,837,387	96,463,127	1,825,061,875
第137計算期間	976,261	1,355,637	1,824,682,499
第138計算期間	1,170,786	52,761,712	1,773,091,573
第139計算期間	1,188,138	182,308	1,774,097,403
第140計算期間	1,166,404	8,810,937	1,766,452,870
第141計算期間	1,248,132	16,196,368	1,751,504,634
第142計算期間	1,149,081	5,074,542	1,747,579,173
第143計算期間	1,204,598	48,439,077	1,700,344,694
第144計算期間	1,111,175	1,311,240	1,700,144,629

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2025年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	4,722,460,079	98.52
親投資信託受益証券	日本	10,048	0.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	71,130,145	1.48
純資産総額		4,793,600,272	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)

バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ａ - クラス Ｙ （ＵＳＤ）	430,214.0912	10,768	4,632,545,334	10,977	4,722,460,079	98.52
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0230	10,046	1.0232	10,048	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.52
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第25計算期間末日　（2015年11月11日）	24,208,215,406	24,302,301,466	11,578	11,623
第26計算期間末日　（2015年12月11日）	22,660,836,618	22,751,246,851	11,279	11,324
第27計算期間末日　（2016年 1月12日）	21,072,486,824	21,160,350,590	10,792	10,837
第28計算期間末日　（2016年 2月12日）	18,455,254,316	18,537,270,441	10,126	10,171
第29計算期間末日　（2016年 3月11日）	18,320,176,779	18,399,383,531	10,408	10,453
第30計算期間末日　（2016年 4月11日）	16,882,312,174	16,958,171,028	10,015	10,060
第31計算期間末日　（2016年 5月11日）	16,125,920,851	16,197,727,464	10,106	10,151
第32計算期間末日　（2016年 6月13日）	15,302,429,244	15,371,771,117	9,931	9,976
第33計算期間末日　（2016年 7月11日）	14,123,749,133	14,192,116,145	9,296	9,341
第34計算期間末日　（2016年 8月12日）	13,644,676,025	13,709,937,503	9,408	9,453
第35計算期間末日　（2016年 9月12日）	13,626,137,370	13,690,432,234	9,537	9,582
第36計算期間末日　（2016年10月11日）	13,603,353,165	13,667,066,604	9,608	9,653
第37計算期間末日　（2016年11月11日）	13,434,529,524	13,496,086,479	9,821	9,866
第38計算期間末日　（2016年12月12日）	14,445,115,758	14,506,145,101	10,651	10,696
第39計算期間末日　（2017年 1月11日）	13,922,362,378	13,980,966,022	10,691	10,736
第40計算期間末日　（2017年 2月13日）	13,929,291,367	13,989,120,234	10,477	10,522
第41計算期間末日　（2017年 3月13日）	14,535,053,480	14,596,769,259	10,598	10,643
第42計算期間末日　（2017年 4月11日）	14,834,924,117	14,900,259,749	10,218	10,263
第43計算期間末日　（2017年 5月11日）	15,381,001,478	15,447,192,668	10,457	10,502

第44計算期間末日	(2017年 6月12日)	15,049,258,514	15,116,126,393	10,128	10,173
第45計算期間末日	(2017年 7月11日)	16,128,897,327	16,198,720,508	10,395	10,440
第46計算期間末日	(2017年 8月14日)	15,546,301,667	15,616,817,515	9,921	9,966
第47計算期間末日	(2017年 9月11日)	15,278,511,478	15,348,896,667	9,768	9,813
第48計算期間末日	(2017年10月11日)	15,630,655,682	15,700,147,163	10,122	10,167
第49計算期間末日	(2017年11月13日)	16,032,945,716	16,103,739,986	10,191	10,236
第50計算期間末日	(2017年12月11日)	16,169,185,688	16,240,608,298	10,187	10,232
第51計算期間末日	(2018年 1月11日)	15,382,835,027	15,452,220,354	9,977	10,022
第52計算期間末日	(2018年 2月13日)	14,463,712,532	14,530,872,409	9,691	9,736
第53計算期間末日	(2018年 3月12日)	13,890,604,759	13,956,221,205	9,526	9,571
第54計算期間末日	(2018年 4月11日)	13,222,732,992	13,285,244,399	9,519	9,564
第55計算期間末日	(2018年 5月11日)	13,480,682,971	13,543,192,845	9,705	9,750
第56計算期間末日	(2018年 6月11日)	12,993,483,858	13,054,135,021	9,640	9,685
第57計算期間末日	(2018年 7月11日)	12,780,444,862	12,839,346,674	9,764	9,809
第58計算期間末日	(2018年 8月13日)	12,451,371,089	12,509,054,925	9,713	9,758
第59計算期間末日	(2018年 9月11日)	12,196,763,928	12,253,173,338	9,730	9,775
第60計算期間末日	(2018年10月11日)	11,974,547,740	12,029,205,173	9,859	9,904
第61計算期間末日	(2018年11月12日)	11,732,055,335	11,785,411,754	9,895	9,940
第62計算期間末日	(2018年12月11日)	11,290,392,248	11,343,203,974	9,620	9,665
第63計算期間末日	(2019年 1月11日)	10,805,122,994	10,857,734,394	9,242	9,287
第64計算期間末日	(2019年 2月12日)	10,911,031,008	10,963,183,667	9,415	9,460
第65計算期間末日	(2019年 3月11日)	10,934,677,460	10,986,365,341	9,520	9,565
第66計算期間末日	(2019年 4月11日)	10,830,427,231	10,881,616,506	9,521	9,566
第67計算期間末日	(2019年 5月13日)	10,597,109,623	10,647,833,636	9,401	9,446
第68計算期間末日	(2019年 6月11日)	10,302,802,187	10,352,884,952	9,257	9,302
第69計算期間末日	(2019年 7月11日)	10,191,371,678	10,240,964,913	9,247	9,292
第70計算期間末日	(2019年 8月13日)	9,677,166,093	9,725,824,140	8,950	8,995
第71計算期間末日	(2019年 9月11日)	9,721,348,125	9,769,368,415	9,110	9,155
第72計算期間末日	(2019年10月11日)	9,330,575,823	9,376,709,551	9,101	9,146
第73計算期間末日	(2019年11月11日)	9,310,799,095	9,356,414,645	9,185	9,230
第74計算期間末日	(2019年12月11日)	9,156,049,488	9,200,878,283	9,191	9,236
第75計算期間末日	(2020年 1月14日)	9,122,195,078	9,166,213,886	9,326	9,371
第76計算期間末日	(2020年 2月12日)	8,968,588,114	9,012,176,732	9,259	9,304
第77計算期間末日	(2020年 3月11日)	7,795,333,540	7,837,062,718	8,406	8,451
第78計算期間末日	(2020年 4月13日)	7,683,869,940	7,724,775,539	8,453	8,498
第79計算期間末日	(2020年 5月11日)	7,495,215,407	7,535,999,568	8,270	8,315
第80計算期間末日	(2020年 6月11日)	7,792,945,001	7,833,678,461	8,609	8,654
第81計算期間末日	(2020年 7月13日)	7,562,924,912	7,603,482,741	8,391	8,436
第82計算期間末日	(2020年 8月11日)	7,454,121,363	7,493,979,281	8,416	8,461
第83計算期間末日	(2020年 9月11日)	7,402,162,593	7,441,432,811	8,482	8,527
第84計算期間末日	(2020年10月12日)	7,223,345,505	7,262,154,845	8,376	8,421
第85計算期間末日	(2020年11月11日)	7,147,102,222	7,185,485,164	8,379	8,424

第86計算期間末日	(2020年12月11日)	7,012,498,530	7,050,390,165	8,328	8,373
第87計算期間末日	(2021年 1月12日)	6,769,345,517	6,805,804,032	8,355	8,400
第88計算期間末日	(2021年 2月12日)	6,675,996,667	6,711,973,665	8,350	8,395
第89計算期間末日	(2021年 3月11日)	6,790,297,191	6,825,815,596	8,603	8,648
第90計算期間末日	(2021年 4月12日)	6,735,091,346	6,770,173,108	8,639	8,684
第91計算期間末日	(2021年 5月11日)	6,585,394,481	6,620,117,318	8,535	8,580
第92計算期間末日	(2021年 6月11日)	6,660,513,420	6,695,354,564	8,603	8,648
第93計算期間末日	(2021年 7月12日)	6,505,254,628	6,539,327,437	8,591	8,636
第94計算期間末日	(2021年 8月11日)	6,413,468,431	6,447,187,357	8,559	8,604
第95計算期間末日	(2021年 9月13日)	6,163,064,241	6,195,587,404	8,527	8,572
第96計算期間末日	(2021年10月11日)	6,218,959,636	6,251,257,477	8,665	8,710
第97計算期間末日	(2021年11月11日)	6,206,773,870	6,238,605,330	8,774	8,819
第98計算期間末日	(2021年12月13日)	6,050,910,911	6,082,309,950	8,672	8,717
第99計算期間末日	(2022年 1月11日)	6,078,813,082	6,109,944,304	8,787	8,832
第100計算期間末日	(2022年 2月14日)	5,962,277,783	5,992,860,796	8,773	8,818
第101計算期間末日	(2022年 3月11日)	5,778,535,480	5,808,764,917	8,602	8,647
第102計算期間末日	(2022年 4月11日)	6,035,978,201	6,065,157,576	9,309	9,354
第103計算期間末日	(2022年 5月11日)	6,061,704,491	6,090,433,386	9,495	9,540
第104計算期間末日	(2022年 6月13日)	6,130,188,350	6,158,685,262	9,680	9,725
第105計算期間末日	(2022年 7月11日)	5,836,970,448	5,855,412,189	9,495	9,525
第106計算期間末日	(2022年 8月12日)	5,841,383,138	5,859,611,369	9,614	9,644
第107計算期間末日	(2022年 9月12日)	6,079,829,434	6,097,710,449	10,200	10,230
第108計算期間末日	(2022年10月11日)	6,314,687,679	6,333,140,459	10,266	10,296
第109計算期間末日	(2022年11月11日)	6,076,556,297	6,094,773,388	10,007	10,037
第110計算期間末日	(2022年12月12日)	5,795,909,000	5,813,886,676	9,672	9,702
第111計算期間末日	(2023年 1月11日)	5,613,031,928	5,630,826,520	9,463	9,493
第112計算期間末日	(2023年 2月13日)	5,566,563,945	5,584,106,204	9,520	9,550
第113計算期間末日	(2023年 3月13日)	5,528,256,034	5,545,450,187	9,646	9,676
第114計算期間末日	(2023年 4月11日)	5,434,775,079	5,451,769,812	9,594	9,624
第115計算期間末日	(2023年 5月11日)	5,395,022,550	5,411,837,342	9,625	9,655
第116計算期間末日	(2023年 6月12日)	5,555,505,549	5,572,129,071	10,026	10,056
第117計算期間末日	(2023年 7月11日)	5,331,558,403	5,347,031,706	10,337	10,367
第118計算期間末日	(2023年 8月14日)	5,370,162,726	5,385,320,392	10,629	10,659
第119計算期間末日	(2023年 9月11日)	5,430,512,422	5,445,414,364	10,932	10,962
第120計算期間末日	(2023年10月11日)	5,383,147,658	5,397,864,875	10,973	11,003
第121計算期間末日	(2023年11月13日)	5,306,842,443	5,321,063,685	11,195	11,225
第122計算期間末日	(2023年12月11日)	4,976,142,590	4,990,023,404	10,755	10,785
第123計算期間末日	(2024年 1月11日)	5,033,656,920	5,047,431,886	10,963	10,993
第124計算期間末日	(2024年 2月13日)	5,002,497,568	5,015,824,011	11,261	11,291
第125計算期間末日	(2024年 3月11日)	4,921,122,501	4,934,359,264	11,153	11,183
第126計算期間末日	(2024年 4月11日)	5,098,189,041	5,111,335,242	11,634	11,664
第127計算期間末日	(2024年 5月13日)	5,226,102,714	5,239,230,081	11,943	11,973

第128計算期間末日 (2024年 6月11日)	5,163,842,555	5,176,714,450	12,035	12,065
第129計算期間末日 (2024年 7月11日)	5,227,941,771	5,240,593,244	12,397	12,427
第130計算期間末日 (2024年 8月13日)	4,747,344,552	4,759,915,136	11,330	11,360
第131計算期間末日 (2024年 9月11日)	4,602,836,082	4,615,389,791	11,000	11,030
第132計算期間末日 (2024年10月11日)	4,809,761,848	4,822,285,908	11,521	11,551
第133計算期間末日 (2024年11月11日)	4,916,246,917	4,928,682,013	11,861	11,891
第134計算期間末日 (2024年12月11日)	4,899,724,381	4,912,085,214	11,892	11,922
第135計算期間末日 (2025年 1月14日)	5,046,329,655	5,058,607,051	12,331	12,361
第136計算期間末日 (2025年 2月12日)	4,873,745,864	4,885,996,342	11,935	11,965
第137計算期間末日 (2025年 3月11日)	4,666,117,891	4,678,340,848	11,453	11,483
第138計算期間末日 (2025年 4月11日)	4,461,016,703	4,473,159,626	11,021	11,051
第139計算期間末日 (2025年 5月12日)	4,544,310,880	4,556,423,392	11,255	11,285
第140計算期間末日 (2025年 6月11日)	4,542,521,978	4,554,569,236	11,312	11,342
第141計算期間末日 (2025年 7月11日)	4,609,011,677	4,621,018,568	11,516	11,546
第142計算期間末日 (2025年 8月12日)	4,638,542,214	4,650,509,777	11,628	11,658
第143計算期間末日 (2025年 9月11日)	4,619,657,936	4,631,599,924	11,605	11,635
第144計算期間末日 (2025年10月14日)	4,712,587,854	4,724,421,289	11,947	11,977
2024年10月末日	4,958,225,154	—	11,918	—
11月末日	4,874,729,279	—	11,805	—
12月末日	5,046,193,889	—	12,328	—
2025年 1月末日	4,917,632,401	—	12,104	—
2月末日	4,789,151,061	—	11,745	—
3月末日	4,735,569,136	—	11,666	—
4月末日	4,451,894,269	—	11,017	—
5月末日	4,539,024,631	—	11,290	—
6月末日	4,550,186,731	—	11,366	—
7月末日	4,686,349,803	—	11,725	—
8月末日	4,606,417,061	—	11,569	—
9月末日	4,641,790,704	—	11,742	—
10月末日	4,793,600,272	—	12,166	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第25計算期間	45円
第26計算期間	45円
第27計算期間	45円
第28計算期間	45円
第29計算期間	45円
第30計算期間	45円
第31計算期間	45円
第32計算期間	45円
第33計算期間	45円

第34計算期間	45円
第35計算期間	45円
第36計算期間	45円
第37計算期間	45円
第38計算期間	45円
第39計算期間	45円
第40計算期間	45円
第41計算期間	45円
第42計算期間	45円
第43計算期間	45円
第44計算期間	45円
第45計算期間	45円
第46計算期間	45円
第47計算期間	45円
第48計算期間	45円
第49計算期間	45円
第50計算期間	45円
第51計算期間	45円
第52計算期間	45円
第53計算期間	45円
第54計算期間	45円
第55計算期間	45円
第56計算期間	45円
第57計算期間	45円
第58計算期間	45円
第59計算期間	45円
第60計算期間	45円
第61計算期間	45円
第62計算期間	45円
第63計算期間	45円
第64計算期間	45円
第65計算期間	45円
第66計算期間	45円
第67計算期間	45円
第68計算期間	45円
第69計算期間	45円
第70計算期間	45円
第71計算期間	45円
第72計算期間	45円
第73計算期間	45円
第74計算期間	45円
第75計算期間	45円

第76計算期間	45円
第77計算期間	45円
第78計算期間	45円
第79計算期間	45円
第80計算期間	45円
第81計算期間	45円
第82計算期間	45円
第83計算期間	45円
第84計算期間	45円
第85計算期間	45円
第86計算期間	45円
第87計算期間	45円
第88計算期間	45円
第89計算期間	45円
第90計算期間	45円
第91計算期間	45円
第92計算期間	45円
第93計算期間	45円
第94計算期間	45円
第95計算期間	45円
第96計算期間	45円
第97計算期間	45円
第98計算期間	45円
第99計算期間	45円
第100計算期間	45円
第101計算期間	45円
第102計算期間	45円
第103計算期間	45円
第104計算期間	45円
第105計算期間	30円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円
第109計算期間	30円
第110計算期間	30円
第111計算期間	30円
第112計算期間	30円
第113計算期間	30円
第114計算期間	30円
第115計算期間	30円
第116計算期間	30円
第117計算期間	30円

第118計算期間	30円
第119計算期間	30円
第120計算期間	30円
第121計算期間	30円
第122計算期間	30円
第123計算期間	30円
第124計算期間	30円
第125計算期間	30円
第126計算期間	30円
第127計算期間	30円
第128計算期間	30円
第129計算期間	30円
第130計算期間	30円
第131計算期間	30円
第132計算期間	30円
第133計算期間	30円
第134計算期間	30円
第135計算期間	30円
第136計算期間	30円
第137計算期間	30円
第138計算期間	30円
第139計算期間	30円
第140計算期間	30円
第141計算期間	30円
第142計算期間	30円
第143計算期間	30円
第144計算期間	30円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第25計算期間	2.52
第26計算期間	△2.19
第27計算期間	△3.91
第28計算期間	△5.75
第29計算期間	3.22
第30計算期間	△3.34
第31計算期間	1.35
第32計算期間	△1.28
第33計算期間	△5.94
第34計算期間	1.68
第35計算期間	1.84
第36計算期間	1.21

第37計算期間	2.68
第38計算期間	8.90
第39計算期間	0.79
第40計算期間	△1.58
第41計算期間	1.58
第42計算期間	△3.16
第43計算期間	2.77
第44計算期間	△2.71
第45計算期間	3.08
第46計算期間	△4.12
第47計算期間	△1.08
第48計算期間	4.08
第49計算期間	1.12
第50計算期間	0.40
第51計算期間	△1.61
第52計算期間	△2.41
第53計算期間	△1.23
第54計算期間	0.39
第55計算期間	2.42
第56計算期間	△0.20
第57計算期間	1.75
第58計算期間	△0.06
第59計算期間	0.63
第60計算期間	1.78
第61計算期間	0.82
第62計算期間	△2.32
第63計算期間	△3.46
第64計算期間	2.35
第65計算期間	1.59
第66計算期間	0.48
第67計算期間	△0.78
第68計算期間	△1.05
第69計算期間	0.37
第70計算期間	△2.72
第71計算期間	2.29
第72計算期間	0.39
第73計算期間	1.41
第74計算期間	0.55
第75計算期間	1.95
第76計算期間	△0.23
第77計算期間	△8.72
第78計算期間	1.09

第79計算期間	△1.63
第80計算期間	4.64
第81計算期間	△2.00
第82計算期間	0.83
第83計算期間	1.31
第84計算期間	△0.71
第85計算期間	0.57
第86計算期間	△0.07
第87計算期間	0.86
第88計算期間	0.47
第89計算期間	3.56
第90計算期間	0.94
第91計算期間	△0.68
第92計算期間	1.32
第93計算期間	0.38
第94計算期間	0.15
第95計算期間	0.15
第96計算期間	2.14
第97計算期間	1.77
第98計算期間	△0.64
第99計算期間	1.84
第100計算期間	0.35
第101計算期間	△1.43
第102計算期間	8.74
第103計算期間	2.48
第104計算期間	2.42
第105計算期間	△1.60
第106計算期間	1.56
第107計算期間	6.40
第108計算期間	0.94
第109計算期間	△2.23
第110計算期間	△3.04
第111計算期間	△1.85
第112計算期間	0.91
第113計算期間	1.63
第114計算期間	△0.22
第115計算期間	0.63
第116計算期間	4.47
第117計算期間	3.40
第118計算期間	3.11
第119計算期間	3.13
第120計算期間	0.64

第121計算期間	2.29
第122計算期間	△3.66
第123計算期間	2.21
第124計算期間	2.99
第125計算期間	△0.69
第126計算期間	4.58
第127計算期間	2.91
第128計算期間	1.02
第129計算期間	3.25
第130計算期間	△8.36
第131計算期間	△2.64
第132計算期間	5.00
第133計算期間	3.21
第134計算期間	0.51
第135計算期間	3.94
第136計算期間	△2.96
第137計算期間	△3.78
第138計算期間	△3.50
第139計算期間	2.39
第140計算期間	0.77
第141計算期間	2.06
第142計算期間	1.23
第143計算期間	0.06
第144計算期間	3.20

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第25計算期間	209,626,069	637,677,812	20,908,013,503
第26計算期間	141,910,378	958,760,874	20,091,163,007
第27計算期間	184,389,889	750,271,350	19,525,281,546
第28計算期間	62,767,655	1,362,243,497	18,225,805,704
第29計算期間	24,773,381	649,078,571	17,601,500,514
第30計算期間	18,195,557	762,172,881	16,857,523,190
第31計算期間	16,558,418	917,056,396	15,957,025,212
第32計算期間	76,231,000	623,950,886	15,409,305,326
第33計算期間	193,376,329	410,012,169	15,192,669,486
第34計算期間	36,559,967	726,678,738	14,502,550,715
第35計算期間	43,332,801	258,135,753	14,287,747,763
第36計算期間	147,761,435	276,967,120	14,158,542,078
第37計算期間	174,620,822	653,839,532	13,679,323,368
第38計算期間	400,513,348	517,760,362	13,562,076,354

第39計算期間	731,054,656	1,270,098,932	13,023,032,078
第40計算期間	689,601,379	417,329,572	13,295,303,885
第41計算期間	673,041,860	253,728,164	13,714,617,581
第42計算期間	1,101,011,428	296,599,597	14,519,029,412
第43計算期間	511,844,792	321,720,856	14,709,153,348
第44計算期間	361,777,145	211,401,641	14,859,528,852
第45計算期間	934,960,947	278,227,202	15,516,262,597
第46計算期間	526,330,364	372,404,456	15,670,188,505
第47計算期間	348,550,619	377,585,934	15,641,153,190
第48計算期間	368,559,293	567,161,149	15,442,551,334
第49計算期間	630,764,283	341,255,408	15,732,060,209
第50計算期間	429,361,597	289,730,631	15,871,691,175
第51計算期間	165,790,177	618,519,665	15,418,961,687
第52計算期間	98,583,327	593,127,738	14,924,417,276
第53計算期間	182,399,798	525,384,616	14,581,432,458
第54計算期間	38,632,039	728,640,614	13,891,423,883
第55計算期間	284,520,646	284,861,310	13,891,083,219
第56計算期間	204,274,160	617,321,051	13,478,036,328
第57計算期間	67,145,147	455,889,842	13,089,291,633
第58計算期間	153,201,103	423,862,507	12,818,630,229
第59計算期間	205,940,762	489,146,368	12,535,424,623
第60計算期間	15,455,719	404,783,980	12,146,096,362
第61計算期間	143,708,425	432,822,662	11,856,982,125
第62計算期間	92,887,783	213,930,583	11,735,939,325
第63計算期間	88,604,446	133,121,443	11,691,422,328
第64計算期間	29,110,554	131,052,901	11,589,479,981
第65計算期間	104,085,663	207,369,815	11,486,195,829
第66計算期間	16,167,119	126,968,500	11,375,394,448
第67計算期間	53,799,941	157,191,363	11,272,003,026
第68計算期間	14,966,729	157,466,239	11,129,503,516
第69計算期間	10,486,798	119,271,371	11,020,718,943
第70計算期間	10,314,240	218,133,689	10,812,899,494
第71計算期間	10,803,747	152,527,610	10,671,175,631
第72計算期間	10,356,112	429,592,166	10,251,939,577
第73計算期間	16,699,580	131,850,220	10,136,788,937
第74計算期間	8,882,320	183,716,655	9,961,954,602
第75計算期間	32,778,986	212,776,220	9,781,957,368
第76計算期間	131,989,825	227,587,588	9,686,359,605
第77計算期間	18,497,794	431,706,567	9,273,150,832
第78計算期間	9,658,489	192,676,061	9,090,133,260
第79計算期間	8,657,462	35,643,713	9,063,147,009
第80計算期間	9,830,811	21,097,746	9,051,880,074

第81計算期間	8,703,131	47,732,192	9,012,851,013
第82計算期間	8,536,199	164,071,908	8,857,315,304
第83計算期間	14,897,828	145,498,011	8,726,715,121
第84計算期間	8,211,037	110,628,209	8,624,297,949
第85計算期間	8,204,898	102,960,015	8,529,542,832
第86計算期間	8,203,086	117,382,487	8,420,363,431
第87計算期間	9,302,291	327,773,428	8,101,892,294
第88計算期間	12,465,243	119,469,091	7,994,888,446
第89計算期間	7,573,962	109,483,474	7,892,978,934
第90計算期間	37,505,014	134,536,694	7,795,947,254
第91計算期間	6,346,322	86,107,500	7,716,186,076
第92計算期間	122,950,009	96,659,513	7,742,476,572
第93計算期間	7,638,574	178,379,677	7,571,735,469
第94計算期間	6,142,057	84,782,768	7,493,094,758
第95計算期間	7,611,003	273,336,195	7,227,369,566
第96計算期間	8,596,693	58,668,246	7,177,298,013
第97計算期間	7,906,196	111,546,409	7,073,657,800
第98計算期間	6,508,763	102,602,294	6,977,564,269
第99計算期間	6,944,727	66,459,570	6,918,049,426
第100計算期間	33,268,734	155,092,859	6,796,225,301
第101計算期間	9,557,278	88,129,839	6,717,652,740
第102計算期間	7,423,559	240,770,683	6,484,305,616
第103計算期間	27,071,176	127,177,843	6,384,198,949
第104計算期間	33,660,960	85,212,618	6,332,647,291
第105計算期間	11,580,162	196,980,279	6,147,247,174
第106計算期間	4,315,000	75,484,845	6,076,077,329
第107計算期間	41,733,255	157,472,204	5,960,338,380
第108計算期間	348,850,419	158,262,040	6,150,926,759
第109計算期間	9,824,537	88,387,519	6,072,363,777
第110計算期間	3,112,744	82,917,690	5,992,558,831
第111計算期間	4,512,575	65,540,430	5,931,530,976
第112計算期間	7,126,104	91,237,332	5,847,419,748
第113計算期間	2,897,327	118,932,450	5,731,384,625
第114計算期間	2,782,833	69,256,151	5,664,911,307
第115計算期間	2,780,784	62,761,268	5,604,930,823
第116計算期間	2,721,127	66,477,846	5,541,174,104
第117計算期間	2,735,478	386,141,901	5,157,767,681
第118計算期間	2,604,113	107,816,417	5,052,555,377
第119計算期間	2,376,240	87,617,429	4,967,314,188
第120計算期間	2,451,190	64,026,227	4,905,739,151
第121計算期間	16,622,842	181,947,940	4,740,414,053
第122計算期間	5,456,878	118,932,626	4,626,938,305

第123計算期間	2,238,888	37,521,756	4,591,655,437
第124計算期間	2,034,018	151,541,518	4,442,147,937
第125計算期間	2,869,172	32,762,733	4,412,254,376
第126計算期間	3,954,303	34,141,591	4,382,067,088
第127計算期間	8,092,932	14,370,865	4,375,789,155
第128計算期間	3,758,868	88,916,240	4,290,631,783
第129計算期間	3,443,911	76,917,734	4,217,157,960
第130計算期間	2,425,337	29,388,462	4,190,194,835
第131計算期間	4,875,517	10,500,661	4,184,569,691
第132計算期間	2,007,526	11,890,402	4,174,686,815
第133計算期間	1,762,615	31,417,236	4,145,032,194
第134計算期間	1,831,865	26,586,086	4,120,277,973
第135計算期間	3,702,190	31,514,499	4,092,465,664
第136計算期間	33,999,417	42,972,307	4,083,492,774
第137計算期間	7,131,133	16,304,597	4,074,319,310
第138計算期間	1,828,997	28,507,172	4,047,641,135
第139計算期間	1,852,391	11,989,420	4,037,504,106
第140計算期間	1,806,529	23,557,643	4,015,752,992
第141計算期間	1,962,370	15,418,289	4,002,297,073
第142計算期間	2,165,155	15,274,489	3,989,187,739
第143計算期間	1,718,782	10,243,749	3,980,662,772
第144計算期間	1,693,547	37,877,962	3,944,478,357

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2025年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,001,448,142	98.39
親投資信託受益証券	日本	10,048	0.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	16,383,415	1.61
純資産総額		1,017,841,605	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(％)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローンファンド Ｂ - クラス Ｙ （ＡＵＤ）	129,285.8433	7,556	976,883,831	7,746	1,001,448,142	98.39

日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0230	10,046	1.0232	10,048	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.39
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.39

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第25計算期間末日　（2015年11月11日）	4,747,193,964	4,780,673,067	8,508	8,568
第26計算期間末日　（2015年12月11日）	4,672,688,653	4,705,298,845	8,597	8,657
第27計算期間末日　（2016年 1月12日）	4,206,701,107	4,238,757,166	7,874	7,934
第28計算期間末日　（2016年 2月12日）	3,781,881,362	3,812,243,071	7,474	7,534
第29計算期間末日　（2016年 3月11日）	3,981,714,852	4,011,411,011	8,045	8,105
第30計算期間末日　（2016年 4月11日）	3,767,311,041	3,796,158,391	7,836	7,896
第31計算期間末日　（2016年 5月11日）	3,649,412,670	3,677,939,834	7,676	7,736
第32計算期間末日　（2016年 6月13日）	3,532,864,816	3,560,920,461	7,555	7,615
第33計算期間末日　（2016年 7月11日）	3,373,255,312	3,401,406,538	7,190	7,250
第34計算期間末日　（2016年 8月12日）	3,383,594,797	3,410,986,735	7,412	7,472
第35計算期間末日　（2016年 9月12日）	3,402,730,935	3,421,212,981	7,364	7,404
第36計算期間末日　（2016年10月11日）	3,384,602,681	3,402,739,149	7,465	7,505
第37計算期間末日　（2016年11月11日）	3,440,460,719	3,458,602,955	7,586	7,626
第38計算期間末日　（2016年12月12日）	3,690,178,221	3,708,426,689	8,089	8,129
第39計算期間末日　（2017年 1月11日）	3,951,970,441	3,971,638,321	8,037	8,077
第40計算期間末日　（2017年 2月13日）	4,272,604,589	4,293,491,340	8,182	8,222
第41計算期間末日　（2017年 3月13日）	4,439,468,264	4,461,303,315	8,133	8,173
第42計算期間末日　（2017年 4月11日）	4,273,672,402	4,295,607,492	7,793	7,833
第43計算期間末日　（2017年 5月11日）	4,464,906,378	4,487,632,767	7,859	7,899
第44計算期間末日　（2017年 6月12日）	4,433,065,265	4,455,950,634	7,748	7,788

第45計算期間末日	(2017年 7月11日)	4,607,341,625	4,630,326,868	8,018	8,058
第46計算期間末日	(2017年 8月14日)	4,550,130,804	4,573,093,014	7,926	7,966
第47計算期間末日	(2017年 9月11日)	4,556,221,216	4,579,032,239	7,990	8,030
第48計算期間末日	(2017年10月11日)	4,319,581,152	4,341,187,933	7,997	8,037
第49計算期間末日	(2017年11月13日)	4,071,050,944	4,091,589,447	7,929	7,969
第50計算期間末日	(2017年12月11日)	3,890,671,610	3,910,743,786	7,753	7,793
第51計算期間末日	(2018年 1月11日)	3,687,052,387	3,705,665,433	7,924	7,964
第52計算期間末日	(2018年 2月13日)	3,233,036,368	3,249,901,917	7,668	7,708
第53計算期間末日	(2018年 3月12日)	3,081,739,854	3,098,091,548	7,539	7,579
第54計算期間末日	(2018年 4月11日)	2,906,435,758	2,922,045,305	7,448	7,488
第55計算期間末日	(2018年 5月11日)	2,871,214,359	2,886,866,015	7,338	7,378
第56計算期間末日	(2018年 6月11日)	2,859,019,768	2,874,510,074	7,383	7,423
第57計算期間末日	(2018年 7月11日)	2,750,716,048	2,765,714,051	7,336	7,376
第58計算期間末日	(2018年 8月13日)	2,566,748,952	2,581,105,274	7,152	7,192
第59計算期間末日	(2018年 9月11日)	2,439,253,947	2,449,753,681	6,969	6,999
第60計算期間末日	(2018年10月11日)	2,345,321,533	2,355,307,862	7,046	7,076
第61計算期間末日	(2018年11月12日)	2,299,395,061	2,308,949,176	7,220	7,250
第62計算期間末日	(2018年12月11日)	2,172,913,664	2,182,262,436	6,973	7,003
第63計算期間末日	(2019年 1月11日)	2,085,476,970	2,094,828,294	6,690	6,720
第64計算期間末日	(2019年 2月12日)	2,084,618,384	2,093,962,343	6,693	6,723
第65計算期間末日	(2019年 3月11日)	2,079,992,050	2,089,259,093	6,734	6,764
第66計算期間末日	(2019年 4月11日)	2,093,682,440	2,102,884,060	6,826	6,856
第67計算期間末日	(2019年 5月13日)	2,279,705,153	2,290,073,744	6,596	6,626
第68計算期間末日	(2019年 6月11日)	2,237,639,106	2,248,018,340	6,468	6,498
第69計算期間末日	(2019年 7月11日)	2,229,511,894	2,239,896,434	6,441	6,471
第70計算期間末日	(2019年 8月13日)	2,046,348,165	2,056,490,900	6,053	6,083
第71計算期間末日	(2019年 9月11日)	2,091,169,196	2,101,215,269	6,245	6,275
第72計算期間末日	(2019年10月11日)	2,027,428,261	2,037,337,570	6,138	6,168
第73計算期間末日	(2019年11月11日)	2,069,588,123	2,079,468,689	6,284	6,314
第74計算期間末日	(2019年12月11日)	2,011,727,442	2,021,409,252	6,234	6,264
第75計算期間末日	(2020年 1月14日)	2,023,124,604	2,032,602,497	6,404	6,434
第76計算期間末日	(2020年 2月12日)	1,937,587,179	1,946,983,093	6,186	6,216
第77計算期間末日	(2020年 3月11日)	1,690,224,313	1,699,584,465	5,417	5,447
第78計算期間末日	(2020年 4月13日)	1,616,341,667	1,625,558,045	5,261	5,291
第79計算期間末日	(2020年 5月11日)	1,639,320,638	1,643,925,800	5,340	5,355
第80計算期間末日	(2020年 6月11日)	1,816,129,552	1,820,729,625	5,922	5,937
第81計算期間末日	(2020年 7月13日)	1,754,182,173	1,758,743,088	5,769	5,784
第82計算期間末日	(2020年 8月11日)	1,776,482,178	1,780,954,252	5,959	5,974
第83計算期間末日	(2020年 9月11日)	1,791,028,192	1,795,414,225	6,125	6,140
第84計算期間末日	(2020年10月12日)	1,726,943,027	1,731,249,290	6,015	6,030
第85計算期間末日	(2020年11月11日)	1,732,378,584	1,736,661,929	6,067	6,082
第86計算期間末日	(2020年12月11日)	1,761,118,662	1,765,351,391	6,241	6,256

第87計算期間末日	(2021年 1月12日)	1,803,562,226	1,807,777,123	6,419	6,434
第88計算期間末日	(2021年 2月12日)	1,814,833,403	1,819,028,408	6,489	6,504
第89計算期間末日	(2021年 3月11日)	1,848,074,079	1,852,235,066	6,662	6,677
第90計算期間末日	(2021年 4月12日)	1,797,083,037	1,801,145,413	6,636	6,651
第91計算期間末日	(2021年 5月11日)	1,815,488,358	1,819,507,438	6,776	6,791
第92計算期間末日	(2021年 6月11日)	1,772,875,431	1,776,822,542	6,737	6,752
第93計算期間末日	(2021年 7月12日)	1,691,743,913	1,695,634,652	6,522	6,537
第94計算期間末日	(2021年 8月11日)	1,641,245,794	1,645,094,055	6,397	6,412
第95計算期間末日	(2021年 9月13日)	1,617,549,988	1,621,331,684	6,416	6,431
第96計算期間末日	(2021年10月11日)	1,617,977,157	1,621,719,934	6,484	6,499
第97計算期間末日	(2021年11月11日)	1,570,070,138	1,573,626,394	6,622	6,637
第98計算期間末日	(2021年12月13日)	1,497,417,056	1,500,930,722	6,393	6,408
第99計算期間末日	(2022年 1月11日)	1,508,216,453	1,511,706,578	6,482	6,497
第100計算期間末日	(2022年 2月14日)	1,493,820,871	1,497,265,601	6,505	6,520
第101計算期間末日	(2022年 3月11日)	1,502,911,025	1,506,344,932	6,565	6,580
第102計算期間末日	(2022年 4月11日)	1,567,687,263	1,570,953,743	7,199	7,214
第103計算期間末日	(2022年 5月11日)	1,473,438,178	1,476,657,471	6,865	6,880
第104計算期間末日	(2022年 6月13日)	1,507,432,470	1,510,605,069	7,127	7,142
第105計算期間末日	(2022年 7月11日)	1,400,338,878	1,403,411,496	6,836	6,851
第106計算期間末日	(2022年 8月12日)	1,449,663,166	1,452,703,412	7,152	7,167
第107計算期間末日	(2022年 9月12日)	1,463,305,723	1,466,311,229	7,303	7,318
第108計算期間末日	(2022年10月11日)	1,326,977,170	1,329,919,292	6,765	6,780
第109計算期間末日	(2022年11月11日)	1,347,707,930	1,350,631,329	6,915	6,930
第110計算期間末日	(2022年12月12日)	1,339,616,626	1,342,537,572	6,879	6,894
第111計算期間末日	(2023年 1月11日)	1,309,430,286	1,312,316,071	6,806	6,821
第112計算期間末日	(2023年 2月13日)	1,322,549,481	1,325,435,527	6,874	6,889
第113計算期間末日	(2023年 3月13日)	1,262,072,576	1,264,906,982	6,679	6,694
第114計算期間末日	(2023年 4月11日)	1,254,950,086	1,257,784,961	6,640	6,655
第115計算期間末日	(2023年 5月11日)	1,236,357,640	1,239,087,308	6,794	6,809
第116計算期間末日	(2023年 6月12日)	1,254,729,004	1,257,398,871	7,049	7,064
第117計算期間末日	(2023年 7月11日)	1,226,108,887	1,228,675,271	7,166	7,181
第118計算期間末日	(2023年 8月14日)	1,168,206,236	1,170,637,998	7,206	7,221
第119計算期間末日	(2023年 9月11日)	1,175,017,548	1,177,442,916	7,267	7,282
第120計算期間末日	(2023年10月11日)	1,150,140,568	1,152,498,810	7,316	7,331
第121計算期間末日	(2023年11月13日)	1,144,215,119	1,146,539,498	7,384	7,399
第122計算期間末日	(2023年12月11日)	1,117,801,786	1,120,083,206	7,349	7,364
第123計算期間末日	(2024年 1月11日)	1,156,051,512	1,158,332,404	7,603	7,618
第124計算期間末日	(2024年 2月13日)	1,117,428,742	1,119,630,209	7,614	7,629
第125計算期間末日	(2024年 3月11日)	1,099,243,144	1,101,395,484	7,661	7,676
第126計算期間末日	(2024年 4月11日)	1,126,809,023	1,128,961,640	7,852	7,867
第127計算期間末日	(2024年 5月13日)	1,159,029,109	1,161,162,581	8,149	8,164
第128計算期間末日	(2024年 6月11日)	1,161,904,241	1,164,029,049	8,202	8,217

第129計算期間末日	(2024年 7月11日)	1,213,944,014	1,216,053,201	8,633	8,648
第130計算期間末日	(2024年 8月13日)	1,062,274,433	1,064,336,244	7,728	7,743
第131計算期間末日	(2024年 9月11日)	1,033,721,715	1,035,774,873	7,552	7,567
第132計算期間末日	(2024年10月11日)	1,088,104,802	1,090,146,673	7,993	8,008
第133計算期間末日	(2024年11月11日)	1,077,061,701	1,079,060,091	8,084	8,099
第134計算期間末日	(2024年12月11日)	1,030,476,356	1,032,450,927	7,828	7,843
第135計算期間末日	(2025年 1月14日)	1,031,324,565	1,033,296,073	7,847	7,862
第136計算期間末日	(2025年 2月12日)	1,013,791,149	1,015,749,244	7,766	7,781
第137計算期間末日	(2025年 3月11日)	970,305,042	972,251,868	7,476	7,491
第138計算期間末日	(2025年 4月11日)	924,872,883	926,818,031	7,132	7,147
第139計算期間末日	(2025年 5月12日)	949,905,257	951,810,090	7,480	7,495
第140計算期間末日	(2025年 6月11日)	963,821,224	965,714,722	7,635	7,650
第141計算期間末日	(2025年 7月11日)	980,012,474	981,895,632	7,806	7,821
第142計算期間末日	(2025年 8月12日)	969,713,112	971,572,527	7,823	7,838
第143計算期間末日	(2025年 9月11日)	985,804,398	987,664,067	7,951	7,966
第144計算期間末日	(2025年10月14日)	993,964,310	995,817,078	8,047	8,062
	2024年10月末日	1,082,343,295	—	8,095	—
	11月末日	1,051,780,989	—	7,915	—
	12月末日	1,040,635,222	—	7,918	—
	2025年 1月末日	1,018,709,823	—	7,804	—
	2月末日	991,818,688	—	7,603	—
	3月末日	986,019,367	—	7,604	—
	4月末日	923,879,628	—	7,275	—
	5月末日	949,678,429	—	7,523	—
	6月末日	968,435,667	—	7,671	—
	7月末日	970,697,039	—	7,831	—
	8月末日	967,350,682	—	7,803	—
	9月末日	985,478,610	—	7,978	—
	10月末日	1,017,841,605	—	8,239	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第25計算期間	60円
第26計算期間	60円
第27計算期間	60円
第28計算期間	60円
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円

第35計算期間	40円
第36計算期間	40円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円
第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円
第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円

第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	15円
第80計算期間	15円
第81計算期間	15円
第82計算期間	15円
第83計算期間	15円
第84計算期間	15円
第85計算期間	15円
第86計算期間	15円
第87計算期間	15円
第88計算期間	15円
第89計算期間	15円
第90計算期間	15円
第91計算期間	15円
第92計算期間	15円
第93計算期間	15円
第94計算期間	15円
第95計算期間	15円
第96計算期間	15円
第97計算期間	15円
第98計算期間	15円
第99計算期間	15円
第100計算期間	15円
第101計算期間	15円
第102計算期間	15円
第103計算期間	15円
第104計算期間	15円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円
第109計算期間	15円
第110計算期間	15円
第111計算期間	15円
第112計算期間	15円
第113計算期間	15円
第114計算期間	15円
第115計算期間	15円
第116計算期間	15円
第117計算期間	15円
第118計算期間	15円

第119計算期間	15円
第120計算期間	15円
第121計算期間	15円
第122計算期間	15円
第123計算期間	15円
第124計算期間	15円
第125計算期間	15円
第126計算期間	15円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円
第132計算期間	15円
第133計算期間	15円
第134計算期間	15円
第135計算期間	15円
第136計算期間	15円
第137計算期間	15円
第138計算期間	15円
第139計算期間	15円
第140計算期間	15円
第141計算期間	15円
第142計算期間	15円
第143計算期間	15円
第144計算期間	15円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第25計算期間	△2.05
第26計算期間	1.75
第27計算期間	△7.71
第28計算期間	△4.31
第29計算期間	8.44
第30計算期間	△1.85
第31計算期間	△1.27
第32計算期間	△0.79
第33計算期間	△4.03
第34計算期間	3.92
第35計算期間	△0.10
第36計算期間	1.91
第37計算期間	2.15

第38計算期間	7.15
第39計算期間	△0.14
第40計算期間	2.30
第41計算期間	△0.10
第42計算期間	△3.68
第43計算期間	1.36
第44計算期間	△0.90
第45計算期間	4.00
第46計算期間	△0.64
第47計算期間	1.31
第48計算期間	0.58
第49計算期間	△0.35
第50計算期間	△1.71
第51計算期間	2.72
第52計算期間	△2.72
第53計算期間	△1.16
第54計算期間	△0.67
第55計算期間	△0.93
第56計算期間	1.15
第57計算期間	△0.09
第58計算期間	△1.96
第59計算期間	△2.13
第60計算期間	1.53
第61計算期間	2.89
第62計算期間	△3.00
第63計算期間	△3.62
第64計算期間	0.49
第65計算期間	1.06
第66計算期間	1.81
第67計算期間	△2.92
第68計算期間	△1.48
第69計算期間	0.04
第70計算期間	△5.55
第71計算期間	3.66
第72計算期間	△1.23
第73計算期間	2.86
第74計算期間	△0.31
第75計算期間	3.20
第76計算期間	△2.93
第77計算期間	△11.94
第78計算期間	△2.32
第79計算期間	1.78

第80計算期間	11.17
第81計算期間	△2.33
第82計算期間	3.55
第83計算期間	3.03
第84計算期間	△1.55
第85計算期間	1.11
第86計算期間	3.11
第87計算期間	3.09
第88計算期間	1.32
第89計算期間	2.89
第90計算期間	△0.16
第91計算期間	2.33
第92計算期間	△0.35
第93計算期間	△2.96
第94計算期間	△1.68
第95計算期間	0.53
第96計算期間	1.29
第97計算期間	2.35
第98計算期間	△3.23
第99計算期間	1.62
第100計算期間	0.58
第101計算期間	1.15
第102計算期間	9.88
第103計算期間	△4.43
第104計算期間	4.03
第105計算期間	△3.87
第106計算期間	4.84
第107計算期間	2.32
第108計算期間	△7.16
第109計算期間	2.43
第110計算期間	△0.30
第111計算期間	△0.84
第112計算期間	1.21
第113計算期間	△2.61
第114計算期間	△0.35
第115計算期間	2.54
第116計算期間	3.97
第117計算期間	1.87
第118計算期間	0.76
第119計算期間	1.05
第120計算期間	0.88
第121計算期間	1.13

第122計算期間	△0.27
第123計算期間	3.66
第124計算期間	0.34
第125計算期間	0.81
第126計算期間	2.68
第127計算期間	3.97
第128計算期間	0.83
第129計算期間	5.43
第130計算期間	△10.30
第131計算期間	△2.08
第132計算期間	6.03
第133計算期間	1.32
第134計算期間	△2.98
第135計算期間	0.43
第136計算期間	△0.84
第137計算期間	△3.54
第138計算期間	△4.40
第139計算期間	5.08
第140計算期間	2.27
第141計算期間	2.43
第142計算期間	0.40
第143計算期間	1.82
第144計算期間	1.39

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第25計算期間	81,178,506	104,887,938	5,579,850,521
第26計算期間	48,140,329	192,958,716	5,435,032,134
第27計算期間	83,336,534	175,692,070	5,342,676,598
第28計算期間	16,034,600	298,426,357	5,060,284,841
第29計算期間	7,024,422	117,949,285	4,949,359,978
第30計算期間	32,431,097	173,899,272	4,807,891,803
第31計算期間	43,473,955	96,838,285	4,754,527,473
第32計算期間	55,348,900	133,935,386	4,675,940,987
第33計算期間	79,848,909	63,918,886	4,691,871,010
第34計算期間	23,081,012	149,628,911	4,565,323,111
第35計算期間	75,564,076	20,375,665	4,620,511,522
第36計算期間	26,307,226	112,701,640	4,534,117,108
第37計算期間	98,478,020	97,035,910	4,535,559,218
第38計算期間	224,648,382	198,090,576	4,562,117,024
第39計算期間	499,413,720	144,560,514	4,916,970,230

第40計算期間	409,687,677	104,970,075	5,221,687,832
第41計算期間	268,122,777	31,047,846	5,458,762,763
第42計算期間	146,986,960	121,977,161	5,483,772,562
第43計算期間	301,649,878	103,825,139	5,681,597,301
第44計算期間	135,379,365	95,634,322	5,721,342,344
第45計算期間	147,248,108	122,279,617	5,746,310,835
第46計算期間	149,009,783	154,767,886	5,740,552,732
第47計算期間	118,243,802	156,040,604	5,702,755,930
第48計算期間	8,138,455	309,198,895	5,401,695,490
第49計算期間	117,007,989	384,077,662	5,134,625,817
第50計算期間	3,419,059	120,000,689	5,018,044,187
第51計算期間	14,570,084	379,352,761	4,653,261,510
第52計算期間	20,904,427	457,778,560	4,216,387,377
第53計算期間	20,741,445	149,205,286	4,087,923,536
第54計算期間	18,863,361	204,399,999	3,902,386,898
第55計算期間	30,199,253	19,672,095	3,912,914,056
第56計算期間	36,717,205	77,054,742	3,872,576,519
第57計算期間	13,624,255	136,699,908	3,749,500,866
第58計算期間	2,913,045	163,333,323	3,589,080,588
第59計算期間	16,387,574	105,556,513	3,499,911,649
第60計算期間	25,958,653	197,093,935	3,328,776,367
第61計算期間	2,266,889	146,338,241	3,184,705,015
第62計算期間	1,859,804	70,307,357	3,116,257,462
第63計算期間	16,606,736	15,756,186	3,117,108,012
第64計算期間	7,739,440	10,194,315	3,114,653,137
第65計算期間	4,338,000	29,976,771	3,089,014,366
第66計算期間	1,908,618	23,716,103	3,067,206,881
第67計算期間	414,993,834	26,003,491	3,456,197,224
第68計算期間	28,042,555	24,494,962	3,459,744,817
第69計算期間	1,897,134	128,452	3,461,513,499
第70計算期間	1,913,661	82,515,322	3,380,911,838
第71計算期間	2,023,951	34,244,732	3,348,691,057
第72計算期間	75,969,027	121,556,961	3,303,103,123
第73計算期間	1,742,563	11,323,355	3,293,522,331
第74計算期間	1,694,641	67,946,649	3,227,270,323
第75計算期間	1,508,135	69,480,531	3,159,297,927
第76計算期間	1,487,733	28,814,195	3,131,971,465
第77計算期間	1,530,262	13,450,760	3,120,050,967
第78計算期間	3,961,355	51,886,240	3,072,126,082
第79計算期間	1,837,068	3,855,077	3,070,108,073
第80計算期間	1,565,846	4,958,117	3,066,715,802
第81計算期間	822,668	26,927,990	3,040,610,480

第82計算期間	822,755	60,050,498	2,981,382,737
第83計算期間	814,086	58,174,818	2,924,022,005
第84計算期間	732,145	53,912,099	2,870,842,051
第85計算期間	745,599	16,023,700	2,855,563,950
第86計算期間	740,726	34,485,017	2,821,819,659
第87計算期間	779,083	12,667,161	2,809,931,581
第88計算期間	704,721	13,966,215	2,796,670,087
第89計算期間	1,173,621	23,852,274	2,773,991,434
第90計算期間	658,480	66,398,989	2,708,250,925
第91計算期間	651,480	29,515,235	2,679,387,170
第92計算期間	609,025	48,588,558	2,631,407,637
第93計算期間	601,283	38,182,825	2,593,826,095
第94計算期間	663,526	28,981,853	2,565,507,768
第95計算期間	678,952	45,055,700	2,521,131,020
第96計算期間	673,380	26,619,348	2,495,185,052
第97計算期間	636,318	124,983,875	2,370,837,495
第98計算期間	565,552	28,958,430	2,342,444,617
第99計算期間	618,173	16,312,196	2,326,750,594
第100計算期間	594,416	30,857,953	2,296,487,057
第101計算期間	583,685	7,798,930	2,289,271,812
第102計算期間	592,873	112,210,910	2,177,653,775
第103計算期間	395,188	31,853,246	2,146,195,717
第104計算期間	411,167	31,540,246	2,115,066,638
第105計算期間	369,505	67,024,127	2,048,412,016
第106計算期間	337,043	21,917,826	2,026,831,233
第107計算期間	323,600	23,483,661	2,003,671,172
第108計算期間	509,947	42,765,849	1,961,415,270
第109計算期間	333,654	12,815,810	1,948,933,114
第110計算期間	324,075	1,959,498	1,947,297,691
第111計算期間	324,934	23,765,754	1,923,856,871
第112計算期間	328,995	155,184	1,924,030,682
第113計算期間	338,658	34,764,676	1,889,604,664
第114計算期間	312,449	152	1,889,916,961
第115計算期間	335,678	70,473,659	1,819,778,980
第116計算期間	305,864	40,173,415	1,779,911,429
第117計算期間	341,679	69,329,881	1,710,923,227
第118計算期間	257,183	90,005,362	1,621,175,048
第119計算期間	258,951	4,521,800	1,616,912,199
第120計算期間	246,527	44,997,206	1,572,161,520
第121計算期間	245,428	22,820,353	1,549,586,595
第122計算期間	997,075	29,636,512	1,520,947,158
第123計算期間	244,766	597,201	1,520,594,723

第124計算期間	876,292	53,825,781	1,467,645,234
第125計算期間	196,441	32,947,874	1,434,893,801
第126計算期間	185,585	892	1,435,078,494
第127計算期間	181,082	12,944,518	1,422,315,058
第128計算期間	20,047,755	25,823,528	1,416,539,285
第129計算期間	216,381	10,630,763	1,406,124,903
第130計算期間	196,275	31,780,181	1,374,540,997
第131計算期間	205,697	5,974,254	1,368,772,440
第132計算期間	230,878	7,755,420	1,361,247,898
第133計算期間	204,374	29,191,685	1,332,260,587
第134計算期間	189,598	16,069,181	1,316,381,004
第135計算期間	194,900	2,236,589	1,314,339,315
第136計算期間	197,022	9,139,573	1,305,396,764
第137計算期間	196,571	7,709,030	1,297,884,305
第138計算期間	198,154	1,316,669	1,296,765,790
第139計算期間	208,456	27,084,931	1,269,889,315
第140計算期間	196,760	7,753,489	1,262,332,586
第141計算期間	180,682	7,074,484	1,255,438,784
第142計算期間	171,620	16,000,237	1,239,610,167
第143計算期間	170,016	304	1,239,779,879
第144計算期間	167,281	4,768,207	1,235,178,953

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞】

（１）【投資状況】

2025年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	18,911,389	99.75
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	47,227	0.25
純資産総額		18,958,616	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(％)
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	18,482,593	1.0230	18,907,693	1.0232	18,911,389	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末日　(2016年 4月11日)	998,344	998,344	9,983	9,983
第6計算期間末日　(2016年10月11日)	6,515,912	6,515,912	9,983	9,983
第7計算期間末日　(2017年 4月11日)	8,469,241	8,469,241	9,983	9,983
第8計算期間末日　(2017年10月11日)	3,797,939	3,797,939	9,982	9,982
第9計算期間末日　(2018年 4月11日)	997,866	997,866	9,979	9,979
第10計算期間末日　(2018年10月11日)	38,785,986	38,785,986	9,977	9,977
第11計算期間末日　(2019年 4月11日)	86,012,967	86,012,967	9,977	9,977
第12計算期間末日　(2019年10月11日)	22,908,012	22,908,012	9,952	9,952
第13計算期間末日　(2020年 4月13日)	42,928,348	42,928,348	9,950	9,950
第14計算期間末日　(2020年10月12日)	41,891,292	41,891,292	9,950	9,950
第15計算期間末日　(2021年 4月12日)	53,798,122	53,798,122	9,949	9,949
第16計算期間末日　(2021年10月11日)	53,783,179	53,783,179	9,948	9,948
第17計算期間末日　(2022年 4月11日)	39,584,672	39,584,672	9,947	9,947
第18計算期間末日　(2022年10月11日)	63,285,665	63,285,665	9,947	9,947
第19計算期間末日　(2023年 4月11日)	63,275,911	63,275,911	9,945	9,945
第20計算期間末日　(2023年10月11日)	63,272,281	63,272,281	9,945	9,945
第21計算期間末日　(2024年 4月11日)	63,268,213	63,268,213	9,944	9,944
第22計算期間末日　(2024年10月11日)	20,492,604	20,492,604	9,948	9,948
第23計算期間末日　(2025年 4月11日)	20,512,767	20,512,767	9,958	9,958
第24計算期間末日　(2025年10月14日)	18,956,377	18,956,377	9,977	9,977
2024年10月末日	20,493,997	—	9,949	—
11月末日	20,497,118	—	9,951	—
12月末日	20,498,172	—	9,951	—
2025年 1月末日	20,501,198	—	9,953	—
2月末日	20,506,631	—	9,955	—

3月末日	20,511,782	—	9,958	—
4月末日	20,523,039	—	9,963	—
5月末日	20,528,279	—	9,966	—
6月末日	20,533,425	—	9,968	—
7月末日	18,944,312	—	9,971	—
8月末日	18,949,225	—	9,973	—
9月末日	18,953,879	—	9,976	—
10月末日	18,958,616	—	9,978	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第5計算期間	△0.14
第6計算期間	0.00
第7計算期間	0.00
第8計算期間	△0.01
第9計算期間	△0.03
第10計算期間	△0.02
第11計算期間	0.00
第12計算期間	△0.25
第13計算期間	△0.02

第14計算期間	0.00
第15計算期間	△0.01
第16計算期間	△0.01
第17計算期間	△0.01
第18計算期間	0.00
第19計算期間	△0.02
第20計算期間	0.00
第21計算期間	△0.01
第22計算期間	0.04
第23計算期間	0.10
第24計算期間	0.19

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	372,148,454	448,488,776	1,000,000
第6計算期間	49,442,051	43,915,069	6,526,982
第7計算期間	7,483,815	5,526,982	8,483,815
第8計算期間	9,118,572	13,797,446	3,804,941
第9計算期間	49,450,404	52,255,345	1,000,000
第10計算期間	38,773,544	900,000	38,873,544
第11計算期間	178,705,436	131,365,106	86,213,874
第12計算期間	21,764,287	84,959,613	23,018,548
第13計算期間	119,564,843	99,440,666	43,142,725
第14計算期間	102,215	1,142,152	42,102,788
第15計算期間	48,566,930	36,594,163	54,075,555
第16計算期間	3,993,709	4,005,397	54,063,867
第17計算期間	1,029,385	15,299,301	39,793,951
第18計算期間	35,473,166	11,642,416	63,624,701
第19計算期間	—	—	63,624,701
第20計算期間	5,794,571	5,794,571	63,624,701
第21計算期間	—	—	63,624,701
第22計算期間	—	43,025,724	20,598,977
第23計算期間	—	—	20,598,977
第24計算期間	—	1,598,977	19,000,000

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

2025年10月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	8,278,219,914	100.00
純資産総額		8,278,219,914	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

該当事項はありません。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

2025年10月31日現在

■基準価額・純資産の推移　2015年10月30日～2025年10月31日

•基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

円コース（毎月分配型）

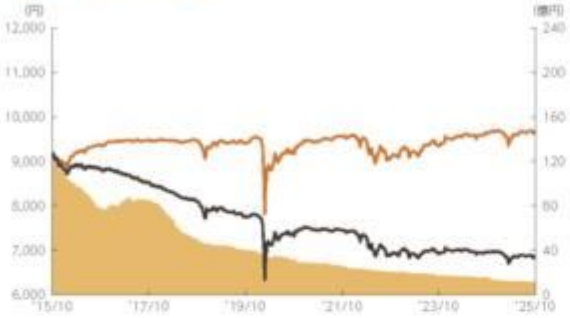

米ドルコース（毎月分配型）

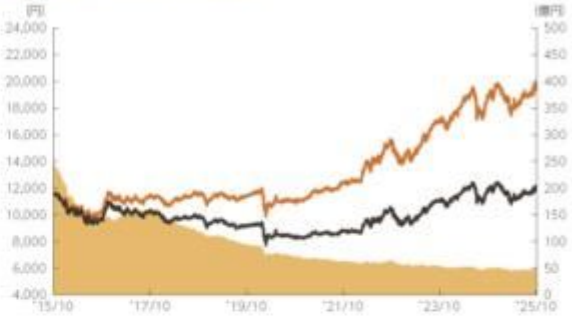

豪ドルコース（毎月分配型）

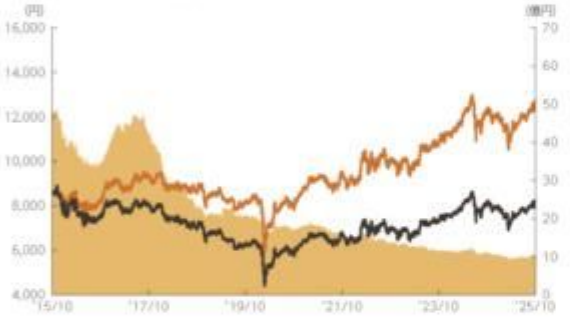

マネープールファンドA

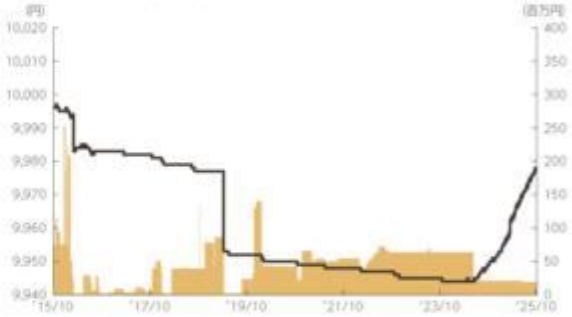

■基準価額・純資産

	円コース（毎月分配型）	米ドルコース（毎月分配型）	豪ドルコース（毎月分配型）	マネープールファンドA
基準価額	6,863円	12,166円	8,239円	9,978円
純資産総額	11.6億円	47.9億円	10.1億円	0.1億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

	円コース（毎月分配型）	米ドルコース（毎月分配型）	豪ドルコース（毎月分配型）		マネープールファンドA
2025 年 10月	10円	30円	15円	2025 年 10月	0円
2025 年 9月	10円	30円	15円	2025 年 4月	0円
2025 年 8月	10円	30円	15円	2024 年 10月	0円
2025 年 7月	10円	30円	15円	2024 年 4月	0円
2025 年 6月	10円	30円	15円	2023 年 10月	0円
2025 年 5月	10円	30円	15円	2023 年 4月	0円
直近1年間累計	120円	360円	180円	設定来累計	0円
設定来累計	3,710円	5,790円	4,470円		

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

各通貨コース

資産構成	円コース（毎月分配型）	米ドルコース（毎月分配型）	豪ドルコース（毎月分配型）
外国投資信託	98.0%	98.5%	98.4%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他（負債控除後）	2.0%	1.5%	1.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

	組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1	TWITTER TL B1 TSFR6M	10.4475%	2029/10/26	1.8%
2	COTIVITI TL B TSFR1M	6.8843%	2031/05/01	1.5%
3	JANE STREET TL B TSFR3M	6.1614%	2031/12/15	1.5%
4	CULLIGAN TL B 1L TSFR3M	7.1292%	2028/07/31	1.5%
5	UKG TL B TSFR3M	6.3383%	2031/02/10	1.4%
6	SOLERA TL B 1L TSFR3M	8.1020%	2028/06/02	1.4%
7	ATHENAHEALTH GROUP TL B TSFR1M	6.7146%	2029/02/15	1.4%
8	HUB INTERNATIONAL TL B TSFR3M	6.1200%	2030/06/20	1.3%
9	BEIGNET INVESTOR LLC SEC 144A	6.5810%	2049/05/30	1.2%
10	PRIMO BRANDS TL B 1L TSFR3M	6.2515%	2028/03/31	1.2%

•比率は，実質的な投資を行う外国投資信託の組入バンクローン等の評価額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
•バンクローンにおいて償還日は弁済期限を表します。

マネープールファンドA

種別構成	比率
コールローン他（負債控除後）	100.0%
合計	100.0%

■年間収益率の推移

•収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
•2025年は年初から10月31日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

円コース（毎月分配型）

米ドルコース（毎月分配型）

豪ドルコース（毎月分配型）

マネープールファンドA

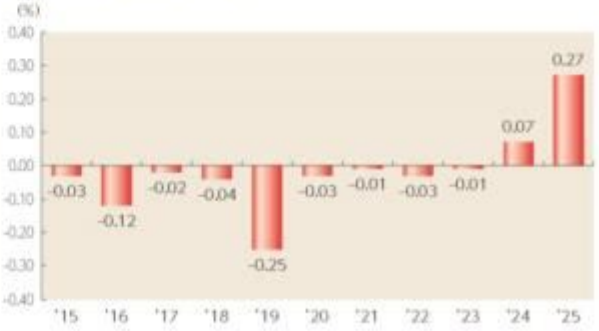

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、各通貨コースにつき、以下の日は申込みができません。
　ニューヨーク証券取引所の休業日
　ニューヨークの銀行の休業日
「マネープールファンドＡ」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。
取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位
販売会社が定める単位

③申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法
申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、下記においてもご照会いただけます。
　三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
　お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
　（受付時間：営業日の9:00～17:00）
なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。
　ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料
申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 ３%）を上限として販売会社が定める手数料率
「マネープールファンドＡ」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。「マネープールファンドＡ」の取得申込みは、「各通貨コース」からのスイッチングによる場合に限ります。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法
取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間
取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し
「各通貨コース」
　金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。
「マネープールファンドＡ」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各通貨コースにつき、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して６営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

「各通貨コース」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

「マネープールファンドＡ」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあり

ます。

上記の場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数
なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。
「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等
原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド
計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2028年10月11日まで（2013年10月15日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

「各通貨コース」
毎月12日から翌月11日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。
「マネープールファンドＡ」
毎年４月12日から10月11日および10月12日から翌年４月11日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
なお、各通貨コースにつき、投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合には償還となります。また、マネープールファンドＡにつき、各通貨コースがすべてその信託を終了させることとなる場合には償還となります。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

は、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法
委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用
委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改
委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。
委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、原則として、ファンドの信託期間終了時までとします。

⑥運用報告書
委託会社は、毎年４月および10月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファン

ドを償還させます。

⑨信託事務の再信託
受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告
委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am.mufg.jp/
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。
（１）収益分配金に対する受領権
受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
①分配金受取コース（一般コース）
収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
②分配金再投資コース（累積投資コース）
収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権
受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。
くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　毎月決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（2025年 4月12日から2025年10月14日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2025年 4月11日現在 ］	当期 ［ 2025年10月14日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,751,056	19,933,904
投資信託受益証券	1,173,445,066	1,138,228,860
親投資信託受益証券	10,019	10,046
未収入金	-	6,800,000
未収利息	275	253
流動資産合計	1,195,206,416	1,164,973,063
資産合計	1,195,206,416	1,164,973,063
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,773,091	1,700,144
未払解約金	98,839	99,942
未払受託者報酬	34,408	34,894
未払委託者報酬	1,858,125	1,884,327
その他未払費用	3,432	3,475
流動負債合計	3,767,895	3,722,782
負債合計	3,767,895	3,722,782
純資産の部		
元本等		
元本	1,773,091,573	1,700,144,629
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△581,653,052	△538,894,348
（分配準備積立金）	51,822,808	50,668,985
元本等合計	1,191,438,521	1,161,250,281
純資産合計	1,191,438,521	1,161,250,281
負債純資産合計	1,195,206,416	1,164,973,063

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2024年10月12日 至　2025年 4月11日	当期 自　2025年 4月12日 至　2025年10月14日
営業収益		
受取配当金	20,699,161	18,600,170
受取利息	43,130	54,409
有価証券売買等損益	△36,291,342	22,783,651
営業収益合計	△15,549,051	41,438,230
営業費用		
受託者報酬	221,585	201,234
委託者報酬	11,965,759	10,866,514
その他費用	22,100	20,062
営業費用合計	12,209,444	11,087,810
営業利益又は営業損失（△）	△27,758,495	30,350,420
経常利益又は経常損失（△）	△27,758,495	30,350,420
当期純利益又は当期純損失（△）	△27,758,495	30,350,420
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	88,533	△290
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△684,876,259	△581,653,052
剰余金増加額又は欠損金減少額	150,023,876	25,075,750
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	150,023,876	25,075,750
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,471,695	2,227,636
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,471,695	2,227,636
分配金	11,481,946	10,440,120
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△581,653,052	△538,894,348

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年4月11日および10月11日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は2025年 4月12日から2025年10月14日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年 4月11日現在]	当期 [2025年10月14日現在]
１． 期首元本額	2,240,200,497円	1,773,091,573円
期中追加設定元本額	24,616,138円	7,067,528円
期中一部解約元本額	491,725,062円	80,014,472円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	581,653,052円	538,894,348円
３． 受益権の総数	1,773,091,573口	1,700,144,629口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2024年10月12日
至 2025年 4月11日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第133期
2024年10月12日
2024年11月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,306,485円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	18,961,909円
分配準備積立金額	D	66,645,010円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,913,404円
当ファンドの期末残存口数	F	2,231,207,895口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	393円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,231,207円

第134期
2024年11月12日
2024年12月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,265,671円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	16,311,192円
分配準備積立金額	D	57,198,534円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	75,775,397円
当ファンドの期末残存口数	F	1,914,218,604口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	395円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,914,218円

第135期
2024年12月12日
2025年 1月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	798,775円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

当期
自 2025年 4月12日
至 2025年10月14日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第139期
2025年 4月12日
2025年 5月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,431,287円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	15,757,812円
分配準備積立金額	D	51,817,482円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,006,581円
当ファンドの期末残存口数	F	1,774,097,403口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	400円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,774,097円

第140期
2025年 5月13日
2025年 6月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,672,283円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	15,724,926円
分配準備積立金額	D	53,209,238円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,606,447円
当ファンドの期末残存口数	F	1,766,452,870口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	405円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,766,452円

第141期
2025年 6月12日
2025年 7月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,460,401円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

前期 自 2024年10月12日 至 2025年 4月11日			当期 自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日		
収益調整金額	C	16,658,714円	収益調整金額	C	15,629,854円
分配準備積立金額	D	57,182,049円	分配準備積立金額	D	53,619,124円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	74,639,538円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,709,379円
当ファンドの期末残存口数	F	1,913,687,615口	当ファンドの期末残存口数	F	1,751,504,634口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	390円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	409円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,913,687円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,751,504円
第136期 2025年 1月15日 2025年 2月12日			**第142期** 2025年 7月12日 2025年 8月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,779,261円	費用控除後の配当等収益額	A	1,044,580円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	16,111,447円	収益調整金額	C	15,630,363円
分配準備積立金額	D	53,246,360円	分配準備積立金額	D	54,170,718円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,137,068円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,845,661円
当ファンドの期末残存口数	F	1,825,061,875口	当ファンドの期末残存口数	F	1,747,579,173口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	389円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	405円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,825,061円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,747,579円
第137期 2025年 2月13日 2025年 3月11日			**第143期** 2025年 8月13日 2025年 9月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,325,933円	費用控除後の配当等収益額	A	1,319,245円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	16,136,533円	収益調整金額	C	15,243,979円
分配準備積立金額	D	53,161,059円	分配準備積立金額	D	51,986,447円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,623,525円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,549,671円
当ファンドの期末残存口数	F	1,824,682,499口	当ファンドの期末残存口数	F	1,700,344,694口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	392円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	403円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,824,682円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,700,344円
第138期 2025年 3月12日 2025年 4月11日			**第144期** 2025年 9月12日 2025年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,484,475円	費用控除後の配当等収益額	A	803,556円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	15,713,992円	収益調整金額	C	15,275,889円
分配準備積立金額	D	52,111,424円	分配準備積立金額	D	51,565,573円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,309,891円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,645,018円
当ファンドの期末残存口数	F	1,773,091,573口	当ファンドの期末残存口数	F	1,700,144,629口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	390円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	397円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,773,091円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,700,144円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年10月12日 至 2025年 4月11日	当期 自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 2024年10月12日 至 2025年 4月11日	当期 自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2025年 4月11日現在］	当期 ［2025年10月14日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引	（２）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2025年 4月11日現在］	当期 ［2025年10月14日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△28,544,068	△6,091,428
親投資信託受益証券	4	4
合計	△28,544,064	△6,091,424

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2025年 4月11日現在］	当期 ［2025年10月14日現在］
1口当たり純資産額	0.6720円	0.6830円
(1万口当たり純資産額)	(6,720円)	(6,830円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ａ - クラス Ｙ （ＪＰＹ）	169,253.36	1,138,228,860	
投資信託受益証券 合計		169,253.36	1,138,228,860	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,046	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,046	
合計		179,074.36	1,138,238,906	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2025年 4月11日現在 ］	当期 ［ 2025年10月14日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,809,276	100,676,899
投資信託受益証券	4,371,045,288	4,632,545,334
親投資信託受益証券	10,019	10,046
未収入金	28,500,000	-
未収利息	1,024	1,281
流動資産合計	4,480,365,607	4,733,233,560
資産合計	4,480,365,607	4,733,233,560
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,142,923	11,833,435
未払解約金	350	1,169,894
未払受託者報酬	130,775	138,700
未払委託者報酬	7,061,791	7,489,816
その他未払費用	13,065	13,861
流動負債合計	19,348,904	20,645,706
負債合計	19,348,904	20,645,706
純資産の部		
元本等		
元本	4,047,641,135	3,944,478,357
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	413,375,568	768,109,497
（分配準備積立金）	947,082,732	990,673,380
元本等合計	4,461,016,703	4,712,587,854
純資産合計	4,461,016,703	4,712,587,854
負債純資産合計	4,480,365,607	4,733,233,560

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2024年10月12日 至　2025年 4月11日	当期 自　2025年 4月12日 至　2025年10月14日
営業収益		
受取配当金	181,251,880	162,485,709
受取利息	150,773	205,209
有価証券売買等損益	△261,005,126	321,914,364
営業収益合計	△79,602,473	484,605,282
営業費用		
受託者報酬	803,135	770,659
委託者報酬	43,369,391	41,615,523
その他費用	80,252	77,000
営業費用合計	44,252,778	42,463,182
営業利益又は営業損失（△）	△123,855,251	442,142,100
経常利益又は経常損失（△）	△123,855,251	442,142,100
当期純利益又は当期純損失（△）	△123,855,251	442,142,100
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,288,073	790,665
期首剰余金又は期首欠損金（△）	635,075,033	413,375,568
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,132,579	1,559,596
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,132,579	1,559,596
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,999,037	16,267,455
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,999,037	16,267,455
分配金	73,689,683	71,909,647
期末剰余金又は期末欠損金（△）	413,375,568	768,109,497

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年4月11日および10月11日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は2025年 4月12日から2025年10月14日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年 4月11日現在]	当期 [2025年10月14日現在]
１． 期首元本額	4,174,686,815円	4,047,641,135円
期中追加設定元本額	50,256,217円	11,198,774円
期中一部解約元本額	177,301,897円	114,361,552円
２． 受益権の総数	4,047,641,135口	3,944,478,357口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2024年10月12日
至 2025年 4月11日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第133期
2024年10月12日
2024年11月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,529,947円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	705,517,112円
分配準備積立金額	D	902,866,052円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,636,913,111円
当ファンドの期末残存口数	F	4,145,032,194口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,949円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,435,096円

第134期
2024年11月12日
2024年12月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,084,720円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	701,707,772円
分配準備積立金額	D	913,068,996円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,637,861,488円
当ファンドの期末残存口数	F	4,120,277,973口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,975円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,360,833円

第135期
2024年12月12日
2025年 1月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,471,199円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	697,798,007円
分配準備積立金額	D	916,730,287円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,644,999,493円

当期
自 2025年 4月12日
至 2025年10月14日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第139期
2025年 4月12日
2025年 5月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,646,929円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	698,568,085円
分配準備積立金額	D	944,278,618円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,669,493,632円
当ファンドの期末残存口数	F	4,037,504,106口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,134円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,112,512円

第140期
2025年 5月13日
2025年 6月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,245,246円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	695,231,261円
分配準備積立金額	D	953,221,065円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,671,697,572円
当ファンドの期末残存口数	F	4,015,752,992口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,162円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,047,258円

第141期
2025年 6月12日
2025年 7月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,085,776円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	693,371,411円
分配準備積立金額	D	960,717,902円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,679,175,089円

前期 自 2024年10月12日 至 2025年 4月11日			当期 自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日		
当ファンドの期末残存口数	F	4,092,465,664口	当ファンドの期末残存口数	F	4,002,297,073口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,019円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,195円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,277,396円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,006,891円

第136期
2025年 1月15日
2025年 2月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,648,044円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	704,028,219円
分配準備積立金額	D	925,114,437円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,652,790,700円
当ファンドの期末残存口数	F	4,083,492,774口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,047円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,250,478円

第137期
2025年 2月13日
2025年 3月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,236,692円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	704,078,008円
分配準備積立金額	D	932,776,889円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,660,091,589円
当ファンドの期末残存口数	F	4,074,319,310口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,074円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,222,957円

第138期
2025年 3月12日
2025年 4月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,035,669円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	699,888,700円
分配準備積立金額	D	937,189,986円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,659,114,355円
当ファンドの期末残存口数	F	4,047,641,135口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,098円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,142,923円

第142期
2025年 7月12日
2025年 8月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,178,035円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	691,625,255円
分配準備積立金額	D	970,082,237円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,685,885,527円
当ファンドの期末残存口数	F	3,989,187,739口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,226円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,967,563円

第143期
2025年 8月13日
2025年 9月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,516,968円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	690,570,367円
分配準備積立金額	D	979,770,427円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,689,857,762円
当ファンドの期末残存口数	F	3,980,662,772口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,245円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,941,988円

第144期
2025年 9月12日
2025年10月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,553,566円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	684,709,955円
分配準備積立金額	D	977,953,249円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,687,216,770円
当ファンドの期末残存口数	F	3,944,478,357口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,277円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,833,435円

（金融商品に関する注記）
1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年10月12日 至 2025年 4月11日	当期 自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 2024年10月12日 至 2025年 4月11日	当期 自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2025年 4月11日現在］	当期 ［2025年10月14日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引	（２）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2025年 4月11日現在］	当期 ［2025年10月14日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△183,674,584	128,023,110
親投資信託受益証券	4	4
合計	△183,674,580	128,023,114

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2025年 4月11日現在］	当期 ［2025年10月14日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1021円 (11,021円)	1.1947円 (11,947円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ａ - クラス Ｙ （ＵＳＤ）	430,214.09	4,632,545,334	
投資信託受益証券 合計		430,214.09	4,632,545,334	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,046	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,046	
合計		440,035.09	4,632,555,380	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2025年 4月11日現在 ］	当期 ［ 2025年10月14日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,801,727	20,554,971
投資信託受益証券	906,900,787	976,883,831
親投資信託受益証券	10,019	10,046
未収入金	4,600,000	-
未収利息	212	261
流動資産合計	928,312,745	997,449,109
資産合計	928,312,745	997,449,109
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,945,148	1,852,768
未払解約金	27	3,297
未払受託者報酬	27,126	29,559
未払委託者報酬	1,464,859	1,596,228
その他未払費用	2,702	2,947
流動負債合計	3,439,862	3,484,799
負債合計	3,439,862	3,484,799
純資産の部		
元本等		
元本	1,296,765,790	1,235,178,953
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△371,892,907	△241,214,643
（分配準備積立金）	147,859,036	157,813,917
元本等合計	924,872,883	993,964,310
純資産合計	924,872,883	993,964,310
負債純資産合計	928,312,745	997,449,109

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2024年10月12日 至　2025年 4月11日	当期 自　2025年 4月12日 至　2025年10月14日
営業収益		
受取配当金	37,057,401	31,805,706
受取利息	29,862	44,839
有価証券売買等損益	△127,786,983	103,977,365
営業収益合計	△90,699,720	135,827,910
営業費用		
受託者報酬	169,817	162,325
委託者報酬	9,170,331	8,764,881
その他費用	16,924	16,168
営業費用合計	9,357,072	8,943,374
営業利益又は営業損失（△）	△100,056,792	126,884,536
経常利益又は経常損失（△）	△100,056,792	126,884,536
当期純利益又は当期純損失（△）	△100,056,792	126,884,536
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	86,036	573,058
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△273,143,096	△371,892,907
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,443,615	15,881,137
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,443,615	15,881,137
剰余金減少額又は欠損金増加額	256,060	261,010
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	256,060	261,010
分配金	11,794,538	11,253,341
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△371,892,907	△241,214,643

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年4月11日および10月11日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は2025年 4月12日から2025年10月14日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年 4月11日現在]	当期 [2025年10月14日現在]
１． 期首元本額	1,361,247,898円	1,296,765,790円
期中追加設定元本額	1,180,619円	1,094,815円
期中一部解約元本額	65,662,727円	62,681,652円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	371,892,907円	241,214,643円
３． 受益権の総数	1,296,765,790口	1,235,178,953口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2024年10月12日
至 2025年 4月11日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第133期
2024年10月12日
2024年11月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,452,121円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	8,722,776円
分配準備積立金額	D	134,822,433円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	148,997,330円
当ファンドの期末残存口数	F	1,332,260,587口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,118円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,998,390円

第134期
2024年11月12日
2024年12月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,603,958円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	8,638,242円
分配準備積立金額	D	136,608,525円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	149,850,725円
当ファンドの期末残存口数	F	1,316,381,004口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,138円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,974,571円

第135期
2024年12月12日
2025年 1月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,685,408円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

当期
自 2025年 4月12日
至 2025年10月14日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第139期
2025年 4月12日
2025年 5月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,471,680円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	8,439,672円
分配準備積立金額	D	144,771,291円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	158,682,643円
当ファンドの期末残存口数	F	1,269,889,315口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,249円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,904,833円

第140期
2025年 5月13日
2025年 6月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,148,350円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	8,412,296円
分配準備積立金額	D	147,432,570円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	160,993,216円
当ファンドの期末残存口数	F	1,262,332,586口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,275円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,893,498円

第141期
2025年 6月12日
2025年 7月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,029,930円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

前期 自 2024年10月12日 至 2025年 4月11日			当期 自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日		
収益調整金額	C	8,645,426円	収益調整金額	C	8,387,804円
分配準備積立金額	D	139,001,389円	分配準備積立金額	D	149,843,068円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	152,332,223円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	163,260,802円
当ファンドの期末残存口数	F	1,314,339,315口	当ファンドの期末残存口数	F	1,255,438,784口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,158円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,300円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,971,508円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,883,158円
第136期 2025年 1月15日 2025年 2月12日			**第142期** 2025年 7月12日 2025年 8月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,925,405円	費用控除後の配当等収益額	A	3,782,098円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	8,607,708円	収益調整金額	C	8,302,763円
分配準備積立金額	D	140,729,991円	分配準備積立金額	D	151,040,260円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,263,104円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	163,125,121円
当ファンドの期末残存口数	F	1,305,396,764口	当ファンドの期末残存口数	F	1,239,610,167口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,181円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,315円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,958,095円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,859,415円
第137期 2025年 2月13日 2025年 3月11日			**第143期** 2025年 8月13日 2025年 9月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,646,402円	費用控除後の配当等収益額	A	4,672,774円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	8,579,701円	収益調整金額	C	8,324,879円
分配準備積立金額	D	142,848,832円	分配準備積立金額	D	152,962,901円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	156,074,935円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,960,554円
当ファンドの期末残存口数	F	1,297,884,305口	当ファンドの期末残存口数	F	1,239,779,879口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,202円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,338円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,946,826円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,859,669円
第138期 2025年 3月12日 2025年 4月11日			**第144期** 2025年 9月12日 2025年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,403,392円	費用控除後の配当等収益額	A	4,489,734円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	8,594,516円	収益調整金額	C	8,314,923円
分配準備積立金額	D	145,400,792円	分配準備積立金額	D	155,176,951円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	158,398,700円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	167,981,608円
当ファンドの期末残存口数	F	1,296,765,790口	当ファンドの期末残存口数	F	1,235,178,953口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,221円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,359円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,945,148円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,852,768円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年10月12日 至 2025年 4月11日	当期 自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 2024年10月12日 至 2025年 4月11日	当期 自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2025年 4月11日現在］	当期 ［2025年10月14日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引	（２）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2025年 4月11日現在］	当期 ［2025年10月14日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△46,632,184	10,253,240
親投資信託受益証券	4	4
合計	△46,632,180	10,253,244

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2025年 4月11日現在］	当期 ［2025年10月14日現在］
1口当たり純資産額	0.7132円	0.8047円
(1万口当たり純資産額)	(7,132円)	(8,047円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド Ｂ - クラス Ｙ （ＡＵＤ）	129,285.84	976,883,831	
投資信託受益証券 合計		129,285.84	976,883,831	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,046	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,046	
合計		139,106.84	976,893,877	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 ［ 2025年 4月11日現在 ］	第24期 ［ 2025年10月14日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	60,874	63,372
親投資信託受益証券	20,461,668	18,909,415
未収入金	92	85
流動資産合計	20,522,634	18,972,872
資産合計	20,522,634	18,972,872
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,540	2,170
未払委託者報酬	8,321	14,320
その他未払費用	6	5
流動負債合計	9,867	16,495
負債合計	9,867	16,495
純資産の部		
元本等		
元本	20,598,977	19,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△86,210	△43,623
（分配準備積立金）	25,433	57,644
元本等合計	20,512,767	18,956,377
純資産合計	20,512,767	18,956,377
負債純資産合計	20,522,634	18,972,872

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自　2024年10月12日 至　2025年 4月11日	第24期 自　2025年 4月12日 至　2025年10月14日
営業収益		
受取利息	13	114
有価証券売買等損益	30,017	54,171
営業収益合計	30,030	54,285
営業費用		
受託者報酬	1,540	2,170
委託者報酬	8,321	14,320
その他費用	6	5
営業費用合計	9,867	16,495
営業利益又は営業損失（△）	20,163	37,790
経常利益又は経常損失（△）	20,163	37,790
当期純利益又は当期純損失（△）	20,163	37,790
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	1,895
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△106,373	△86,210
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	6,692
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	6,692
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△86,210	△43,623

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年4月11日および10月11日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2025年 4月12日から2025年10月14日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第23期 [2025年 4月11日現在]	第24期 [2025年10月14日現在]
１． 期首元本額	20,598,977円	20,598,977円
期中追加設定元本額	―円	―円
期中一部解約元本額	―円	1,598,977円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	86,210円	43,623円
３． 受益権の総数	20,598,977口	19,000,000口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第23期
自 2024年10月12日
至 2025年 4月11日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,358円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	78,671円
分配準備積立金額	D	5,075円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,104円
当ファンドの期末残存口数	F	20,598,977口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	50円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

第24期
自 2025年 4月12日
至 2025年10月14日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,185円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	72,564円
分配準備積立金額	D	23,459円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	130,208円
当ファンドの期末残存口数	F	19,000,000口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	68円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	第23期 自 2024年10月12日 至 2025年 4月11日	第24期 自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	第23期 ［2025年 4月11日現在］	第24期 ［2025年10月14日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第23期 ［2025年 4月11日現在］	第24期 ［2025年10月14日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	30,083	51,755
合計	30,083	51,755

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第23期 ［2025年 4月11日現在］	第24期 ［2025年10月14日現在］
1口当たり純資産額	0.9958円	0.9977円
(1万口当たり純資産額)	(9,958円)	(9,977円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	18,484,277	18,909,415	
合計		18,484,277	18,909,415	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2025年10月14日現在］
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,799,225,368
現先取引勘定	6,397,919,701
未収利息	22,900
流動資産合計	8,197,167,969
資産合計	8,197,167,969
負債の部	
流動負債	
未払解約金	921
流動負債合計	921
負債合計	921
純資産の部	
元本等	
元本	8,012,993,801
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	184,173,247
元本等合計	8,197,167,048
純資産合計	8,197,167,048
負債純資産合計	8,197,167,969

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年10月14日現在]
１．　期首	2025年 4月12日
期首元本額	24,004,909,876円
期中追加設定元本額	35,352,663,521円
期中一部解約元本額	51,344,579,596円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ　ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	1,855,306,755円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	28,163,946円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	9,821円

	[2025年10月14日現在]
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	9,819円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	1,328,710円
三菱ＵＦＪ　欧州ハイイールド債券ファンド　ユーロ円プレミアム（毎月分配型）	4,850,169円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	2,515,903円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	4,289,171円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド円インカムファンド（年２回分配型）	9,815円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド米ドルインカムファンド（年２回分配型）	9,817円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年２回分配型）	9,814円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜ブラジルレアルコース＞（年２回分配型）	9,813円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）	9,816円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（毎月決算型）	9,822円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（年１回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,829円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞	18,484,277円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（毎月決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（年１回決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,821円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	9,821円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	9,821円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	98,223円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	98,222円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（年１回決算型）	98,222円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	98,222円

	[2025年10月14日現在]
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　米ドル円プレミアム（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）	4,084,539,599円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（資産成長型）	9,820円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（資産成長型）	9,821円
テンプルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（年２回決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年２回決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金）	1,064,623,920円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド	9,821円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード　ＥＳＧ世界株ファンド	9,822円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示型）	9,822円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド（予想分配金提示型）	9,822円
三菱ＵＦＪ　インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円
マネープールファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	784,874,588円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	9,821円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ａコース（為替ヘッジなし）	9,821円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｂコース（為替ヘッジあり）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤーファンド　２０３０	18,073,947円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー　ファンド　２０３０	144,830,979円
合計	8,012,993,801円
２．　受益権の総数	8,012,993,801口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。

区分	自 2025年 4月12日 至 2025年10月14日
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［2025年10月14日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［2025年10月14日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0230円 (10,230円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。
(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。
第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。
第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2025年10月31日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	1,162,669,190
Ⅱ　負債総額	1,043,106
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,161,626,084
Ⅳ　発行済口数	1,692,706,911口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6863
（10,000口当たり）	（6,863）

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2025年10月31日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	4,797,588,233
Ⅱ　負債総額	3,987,961
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,793,600,272
Ⅳ　発行済口数	3,940,307,085口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2166
（10,000口当たり）	（12,166）

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2025年10月31日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	1,018,683,402
Ⅱ　負債総額	841,797
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,017,841,605
Ⅳ　発行済口数	1,235,366,583口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8239
（10,000口当たり）	（8,239）

【三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞】

【純資産額計算書】

2025年10月31日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	18,960,065
Ⅱ　負債総額	1,449

Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	18,958,616
Ⅳ　発行済口数	19,000,000口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9978
（10,000口当たり）	（9,978）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

2025年10月31日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	8,278,220,836
Ⅱ　負債総額	922
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,278,219,914
Ⅳ　発行済口数	8,090,515,399口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0232
（10,000口当たり）	（10,232）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2025年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年10月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	811	51,857,005
追加型公社債投資信託	16	1,647,693
単位型株式投資信託	76	333,811
単位型公社債投資信託	38	98,521
合　計	941	53,937,030

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度に係る中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	※2	1,485	※2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	2,936	※1	2,762
器具備品	※1	1,531	※1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産				
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	※1	1,788	※1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		△23		△23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(負債の部)		

流動負債				
預り金		807		474
未払金				
未払収益分配金		105		114
未払償還金		43		151
未払手数料	※2	7,523		8,878
その他未払金	※2	885	※2	819
未払費用	※2	8,611	※2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
流動負債合計		22,204		26,761
固定負債				
退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
固定負債合計		3,346		3,398
負債合計		25,551		30,159
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		-
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
株主資本合計		94,310		59,921

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業収益			
委託者報酬		98,635	114,618
投資顧問料		3,117	3,645
その他営業収益		148	2
営業収益合計		101,901	118,266
営業費用			
支払手数料	※4	34,494	39,884
広告宣伝費		593	692
公告費		1	0
調査費			
調査費		3,537	4,604
委託調査費		27,296	32,816
事務委託費		1,861	2,486
営業雑経費			
通信費		137	156
印刷費		390	389
協会費		68	88
諸会費		20	23
事務機器関連費		2,531	2,925
その他営業雑経費		139	-
営業費用合計		71,070	84,071
一般管理費			
給料			
役員報酬		400	469
給料・手当		7,202	7,985
賞与引当金繰入		1,182	1,308
役員賞与引当金繰入		175	259
福利厚生費		1,424	1,538
交際費		10	12
旅費交通費		108	132
租税公課		397	478
不動産賃借料		728	644
退職給付費用		381	377
固定資産減価償却費		2,469	2,383
諸経費		490	1,174
一般管理費合計		14,971	16,765
営業利益		15,859	17,429

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業外収益		

受取配当金		54		107
受取利息	※4	12		12
投資有価証券償還益		204		29
収益分配金等時効完成分		17		4
受取賃貸料	※4	162		214
その他		44		22
営業外収益合計		496		390
営業外費用				
投資有価証券償還損		234		7
時効後支払損引当金繰入		-		15
事務過誤費		10		7
賃貸関連費用		108		188
その他		25		9
営業外費用合計		380		227
経常利益		15,975		17,592
特別利益				
投資有価証券売却益		464		739
固定資産売却益	※1	16		-
資産除去債務履行差額		87		-
特別利益合計		568		739
特別損失				
投資有価証券売却損		57		138
投資有価証券評価損		31		-
固定資産除却損	※3	20	※3	18
固定資産売却損	※2	65	※2	6
減損損失		-	※5	1,306
企業結合関連費用	※6	1,187		-
事業譲渡関連損失		-	※7	491
特別損失合計		1,361		1,961
税引前当期純利益		15,182		16,371
法人税、住民税及び事業税	※4	4,542	※4	5,356
法人税等調整額		102		△344
法人税等合計		4,644		5,011
当期純利益		10,537		11,359

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				

当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341
当期変動額					
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602
剰余金の配当			△5,171	△5,171	△5,171
当期純利益			10,537	10,537	10,537
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	6,969	6,969	6,969
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			△5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―

当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2)無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2)賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(3)役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(4)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
(5)役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(6)時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
(1)委託者報酬
投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
(2)投資顧問料
顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項
グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）
「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	498百万円	682百万円
器具備品	1,643百万円	2,168百万円
投資不動産	211百万円	288百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
預金	39,776百万円	－
未収収益	12百万円	16百万円
未払手数料	886百万円	－
その他未払金	105百万円	43百万円
未払費用	599百万円	29百万円

（損益計算書関係）

※1.固定資産売却益の内訳

	第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	第40期 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
器具備品	16百万円	－
計	16百万円	－

※2.固定資産売却損の内訳

	第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	第40期 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

※3.固定資産除却損の内訳

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
建物	15百万円	－
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	－
電話加入権	－	15百万円
計	20百万円	18百万円

※4.関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
支払手数料	5,006百万円	－
受取利息	12百万円	－
受取賃貸料	152百万円	－
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円

※5.減損損失
第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。
現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

※6.企業結合関連費用
第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

※7.事業譲渡関連損失
第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）
第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）

発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	5,171百万円
②	１株当たり配当額	24,440円
③	基準日	2023年3月31日
④	効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	45,747百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	216,218円
④	基準日	2024年3月31日
⑤	効力発生日	2024年6月27日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	45,747百万円
②	１株当たり配当額	216,218円
③	基準日	2024年3月31日
④	効力発生日	2024年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	31,998円
④	基準日	2025年3月31日
⑤	効力発生日	2025年6月27日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期（2024年3月31日現在）	第40期（2025年3月31日現在）
1年内	681百万円	681百万円
1年超	851百万円	170百万円
合計	1,532百万円	851百万円

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	15	15	－
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	－
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	－
資産計	24,303	24,303	－

（注1）　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)　　**（単位：百万円）**

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	－	－	－
金銭の信託	10,500	－	－	－
未収委託者報酬	21,064	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1
(2) 有価証券	700	700	－
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	－
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	－
資産計	49,805	49,803	△1

（注1）　「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記

載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

（注3）　現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

（注4）　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注5）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)　（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	―	―	―
金銭の信託	1,650	―	―	―
未収委託者報酬	24,418	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	―	15	―	15
金銭の信託	―	10,500	―	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	―	13,788
資産計	2,014	22,288	―	24,303

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しておりま

す。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	－	700	－	700
金銭の信託	－	1,650	－	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	－	10,099
資産計	2,601	9,849	－	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	－	998	－	998
資産計	－	998	－	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	6,939	7,241	△301
	小計	6,939	7,241	△301

合計	24,303	21,511	2,792

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円）を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	2,795	3,086	△290
	小計	2,795	3,086	△290
合計		12,652	10,594	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は202百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円（その他有価証券のその他31百万円）減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,582 百万円	3,652 百万円

勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の発生額	△79	△207
退職給付の支払額	△300	△236
過去勤務費用の発生額	―	―
企業結合による影響額	226	―
退職給付債務の期末残高	3,652	3,437

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の発生額	227	△62
事業主からの拠出額	―	―
退職給付の支払額	△204	△116
退職給付制度終了に伴う調整額	―	△8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	△2,492	△2,350
	△242	△332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	△157	△92
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,560	1,654
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	△47	―
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,560	1,654

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	△43	△44
数理計算上の差異の費用処理額	△29	△43
過去勤務費用の費用処理額	65	65

退職給付制度の統合に係る調整額	34	―
その他	2	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	251	204

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	1.39～1.41%	2.07～2.11%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産　小計	1,963	2,290
評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	1,963	2,290

繰延税金負債		
前払年金費用	△14	―
その他有価証券評価差額金	△855	△648
その他	△5	△1
繰延税金負債　合計	△875	△649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1.当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2.当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3.当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
期首残高	―	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420百万円	―
時の経過による調整額	7百万円	15百万円
期末残高	1,428百万円	1,444百万円

（収益認識関係）
1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注1）	132百万円	その他未払金	105百万円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2） 投資助言料（注3）	5,006百万円 463百万円	未払手数料 未払費用	886百万円 260百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）

親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有直接100.0%	グループ通算制度 経営管理 役員の兼任	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注1） 経営管理手数料（注4）	42百万円 508百万円	その他未払金	43百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
４．経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
５．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,354百万円	未払手数料	1,028百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,493百万円	未払手数料	1,449百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,310百万円 451百万円	未払手数料 未払費用	952百万円 237百万円

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,747百万円	未払手数料	1,115百万円
						取引銀行	コーラブル預金の預入（注3）	1,000百万円	現金及び預金	1,000百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	8,404百万円	未払手数料	1,572百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)１．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

２．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

３．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
１株当たり純資産額	454,898.22円	289,876.37円
１株当たり当期純利益金額	49,804.10円	53,688.15円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当期純利益金額　（百万円）	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第41期中間会計期間 (2025年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		30,808
有価証券		2,023
前払費用		922
未収入金		6
未収委託者報酬		26,674
未収収益		1,388
金銭の信託		3,151
その他		368
流動資産合計		65,343
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	2,673
器具備品	※1	741
土地		628
建設仮勘定		1,001
有形固定資産合計		5,045
無形固定資産		
ソフトウェア		4,285
ソフトウェア仮勘定		1,312
無形固定資産合計		5,597
投資その他の資産		
投資有価証券		12,447
関係会社株式		159
投資不動産	※1	1,676
長期差入保証金		689
繰延税金資産		1,421
その他		45
貸倒引当金		△23
投資その他の資産合計		16,417
固定資産合計		27,060
資産合計		92,404

(単位：百万円)

	第41期中間会計期間 (2025年9月30日現在)	
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,064
未払金		
未払収益分配金		130
未払償還金		151
未払手数料		9,701
その他未払金		786
未払費用		9,436
未払消費税等	※2	818
未払法人税等		3,125
賞与引当金		1,320
役員賞与引当金		137
その他		61
流動負債合計		26,733

固定負債	
退職給付引当金	1,696
役員退職慰労引当金	11
時効後支払損引当金	242
資産除去債務	1,452
その他	29
固定負債合計	3,432
負債合計	30,165
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
資本準備金	3,572
その他資本剰余金	41,160
資本剰余金合計	44,732
利益剰余金	
利益準備金	342
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	13,222
利益剰余金合計	13,565
株主資本合計	60,298

(単位：百万円)

	第41期中間会計期間 (2025年9月30日現在)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,940
評価・換算差額等合計	1,940
純資産合計	62,239
負債純資産合計	92,404

(2)中間損益計算書

(単位：百万円)

	第41期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
営業収益	
委託者報酬	60,270
投資顧問料	1,921
営業収益合計	62,192
営業費用	
支払手数料	21,483
広告宣伝費	266
公告費	0
調査費	
調査費	2,462
委託調査費	16,834
事務委託費	945
営業雑経費	
通信費	71
印刷費	203

協会費		50
諸会費		13
事務機器関連費		1,593
営業費用合計		43,923
一般管理費		
給料		
役員報酬		247
給料・手当		3,635
賞与引当金繰入		1,195
役員賞与引当金繰入		137
福利厚生費		771
交際費		6
旅費交通費		88
租税公課		353
不動産賃借料		321
退職給付費用		190
固定資産減価償却費	※	1,256
諸経費		568
一般管理費合計		8,773
営業利益		9,494

（単位：百万円）

	第41期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
営業外収益	
受取配当金	67
有価証券利息	2
受取利息	37
投資有価証券償還益	4
収益分配金等時効完成分	56
受取賃貸料	103
その他	5
営業外収益合計	278
営業外費用	
投資有価証券償還損	0
事務過誤費	18
賃貸関連費用 ※	92
投資事業組合運用損	12
その他	1
営業外費用合計	124
経常利益	9,648
特別利益	
投資有価証券売却益	299
特別利益合計	299
特別損失	
投資有価証券売却損	14
固定資産除却損	0
特別損失合計	14
税引前中間純利益	9,933
法人税、住民税及び事業税	2,813
法人税等調整額	△26
法人税等合計	2,787

中間純利益	7,146

(3)中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	―	―	―	―
当中間期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921
当中間期変動額				
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770
中間純利益		7,146	7,146	7,146
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	―	376	376	376
当中間期末残高	342	13,222	13,565	60,298

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,770
中間純利益			7,146
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	530	530	530
当中間期変動額合計	530	530	906
当中間期末残高	1,940	1,940	62,239

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純

額で取り込む方法によっております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5．収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

※1　減価償却累計額

	第41期中間会計期間 （2025年9月30日現在）
建物	773百万円
器具備品	2,486百万円
投資不動産	323百万円

※2　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※　減価償却実施額

	第41期中間会計期間 （自　2025年4月1日 至　2025年9月30日）
有形固定資産	414百万円
無形固定資産	857百万円
投資不動産	35百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第41期中間会計期間（自　2025年4月1日　至　2025年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2．配当に関する事項

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	31,998円
④	基準日	2025年3月31日
⑤	効力発生日	2025年6月27日

（リース取引関係）

第41期中間会計期間(2025年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	512百万円

1年超	5百万円
合　　計	517百万円

（金融商品関係）

第41期中間会計期間(2025年9月30日現在)

1．金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注3）参照）。

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)　有価証券	2,023	2,023	－
(2)　金銭の信託	3,151	3,151	－
(3)　投資有価証券	12,264	12,264	－
資産計	17,439	17,439	－

(注1)　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)　投資有価証券には、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注3)　市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任
組合等への出資

関連会社株式（中間貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（中間貸借対照表計上額183百万円）は上記に含めておりません。

(注4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（（1）＊参照）。

レベル1の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,999	24	－	2,023
金銭の信託	－	3,151	－	3,151
投資有価証券(＊)	3,825	8,138	－	11,964
資産計	5,825	11,314	－	17,139

（＊）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 300百万円）は、上記には含めておりません。

(注1)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)　時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から中間期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当中間会計期間の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	中間期末残高	当中間会計期間の損益に計上した額のうち中間貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	―	―	0	300	―	―	300	―

(注) 中間決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが300百万円であります。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第41期中間会計期間（2025年9月30日現在）

1．子会社及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額　159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	13,415	10,272	3,143
	小　計	13,415	10,272	3,143
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	2,024	2,327	△302
	小　計	4,023	4,326	△302
合　計		17,439	14,598	2,840

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額　3,151百万円、取得原価3,150百万円）を含めております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	第41期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
期首残高	1,444百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	―
時の経過による調整額	7百万円
中間期末残高	1,452百万円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第41期中間会計期間 （2025年9月30日現在）
1株当たり純資産額	294,161.99円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（百万円）	62,239
普通株式に係る中間期末の純資産額（百万円）	62,239
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第41期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
1株当たり中間純利益金額	33,775.75円

(算定上の基礎)	
中間純利益金額（百万円）	7,146
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（百万円）	7,146
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

②資本金の額：324,279百万円（2025年３月末現在）

③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （2025年３月末現在）	③事業の内容
株式会社南都銀行	37,924　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

楽天証券株式会社	19,495　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）再委託先
①名称：ピムコジャパンリミテッド
②資本金の額：13,411,674.44米ドル（2025年９月末現在）
③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】
（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

（３）再委託先：委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

３【資本関係】
該当ありません。（2025年10月末現在）
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【その他】
（１）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。

（２）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

（３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

（４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

（５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティン

グを使用することがあります。

（６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。

（７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年 6月 6日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	鶴　見　将　史
指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	田　嶋　大　士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年12月17日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）の2025年4月12日から2025年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）の2025年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年12月17日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）の2025年4月12日から2025年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）の2025年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年12月17日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の2025年4月12日から2025年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の2025年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年12月17日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞の2025年4月12日から2025年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞の2025年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月5日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	鶴　見　将　史
指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	田　嶋　大　士

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。